

**確かな暮らしを明日につなぎ
明るく 健やかに生きる村**

いくさか『村づくり』計画

令和5年度～9年度

**新たな発想で 未来を創り出し
人と自然が輝く いくさか**

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	4～6
	(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	(2) 協働事業の拡充及び推進	
	(3) 公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	7～60
	◆総務部会◆	7～20
	(1) 議会運営	
	(2) 常勤特別職の配置・給与	
	(3) 財政	
	(4) 行政運営及び職員給与	
	(5) 消防・防犯・交通安全	
	(6) 村づくり推進室の活動	
	◆住民部会◆	21～25
	(1) 村の収入・財源確保	
	(2) 社会就労センター	
	(3) 後期高齢者医療制度	
	(4) 歯科診療所	
	(5) 環境衛生	
	(6) やまなみ荘	
	(7) 結婚と子育て支援	
	◆健康福祉部会◆	26～35
	(1) 高齢者福祉	
	(2) 介護保険	
	(3) 障がい者福祉	
	(4) 福祉医療給付	
	(5) 保健医療	
	(6) 国民健康保険保健事業	
	(7) 国民健康保険税	
	(8) 3市5村医療救護訓練	
	◆振興部会◆	36～47
	(1) 建設、治水・砂防、河川事業	

(2) 住宅環境整備	
(3) 林業振興	
(4) 下水道事業	
(5) 簡易水道事業	
(6) 商工振興	
(7) 観光事業	
(8) 都市との交流事業	
(9) 農業振興	
(10) シルバーセンター	
(11) 災害復旧事業	
◆教育部会◆48～56
(1) 学校教育事業	
(2) 公民館事業	
(3) 社会人権教育・男女共同参画事業	
(4) 文化財保護事業	
(5) 保健体育事業	
(6) 各施設運営事業	
(7) 保育事業	
(8) 子ども・子育て支援事業	
◆各部会連携事業◆57～60
(1) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(2) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進	
(3) ポイント制度	
(4) 松本山雅との連携	
(5) 特定地域づくり事業協同組合	
(6) デジタル化の推進	
(7) 脱炭素社会に向けた取組	
(8) 新型コロナウイルス感染対策	
6 村の財政状況（資料）61～65
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	

1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」であり、犀川の清き流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉など、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれ、金戸山百体観音、乳房イチョウなど、多くの歴史・伝統文化とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化の財産を背景にして、先人達の努力により守り育ててきた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎ、地域の絆を大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

生坂村は「生坂村第6次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」の実施計画に第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、生坂村と各地区の活性化や人口減少対策、ゼロカーボンの取組など、生坂創生のために多くの事業を実施していきます。

今年度の重点事業の福祉の村づくり事業では、地域支え合い推進会議において、生活援助サービスの重要課題を解決するため、移動サービスの周知など住民相互の支え合いによる地域づくりの検討を重ね、「家族介護用品支給事業」は、助成対象、購入可能な介護用品、助成金を拡大し、住み慣れた生坂村で長く住み続けられ健康寿命の延伸を図ります。

子育て支援事業では、保育園に感染症や熱中症対策として空気清浄機能付きエアコンとおもちゃ殺菌庫の設置、おむつの処分を新たに始め、通学で村営バスを利用する中学生・高校生等の料金を全額減免する専用乗車券を発行し、子ども達が健やかにたくましく成長できる環境づくりと子育て世帯の経済的負担を軽減します。

産業振興事業では、「道の駅 いくさかの郷」と「やまなみ荘」の連携により、農業と観光など村の魅力を満載した各種取組を行い、農業用ハウスや災害対策に資する施設等の設置費に補助する制度を新設し、村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、プレミアム率50%の「いくさかマル得商品券」を発行し地域経済を支えています。

地域活性化対策等事業では、コンビニでの税金や各種料金の納付、各種証明書の発行サービスに加え、「申請簡単デジタル窓口簡素化事業」により村民の利便性の向上を図り、「生坂村脱炭素ロードマップ」に基づき、ゼロカーボンに向けて取り組むことにより、産業と雇用を創出し、村民の生活と地域のレジリエンスの向上を目指します。

防災・減災対策として、特定の活動に従事する機能別消防団員制度を導入し、防災力の更なる強化と、簡易水道拡張事業や給水計画の検討及び施設の老朽化・耐震化対策の拡充、池坂線の運営等により、安全で安心な生活の確保と地区・村の活性化を目指します。

今年度も多くの事業を重点施策として、村民の皆様とオール生坂で村政運営を進めるとともに、更なる協働による村づくりの継続により、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 特色を活かして新しい農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

生坂村では、平成 21 年度に「生坂村第 5 次総合計画」を策定し、人口減少・少子高齢化を重点課題に設定し、計画的な村づくりを進めてきました。そして、平成 27 年度に作成した「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により仕事の創出や移住促進などに取り組んできました。

第 5 次総合計画が令和 2 年 3 月で計画期間が終了したことに伴い、村の目指すべき将来像を長期的な展望のもとに「生坂村第 6 次総合計画」と第 2 期総合戦略を一体的に策定しました。

この「村づくり計画」は、第 6 次総合計画の基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、国勢調査人口で昭和 55 年に 3,142 人であったものが平成 27 年には 1,843 人となり、この 35 年間で 1,299 人（41.3%）減少しており、令和 2 年度調査では 1,639 人となりました。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 10.3%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 40.1%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。当村の高齢化率は、平成 27 年時点で 40%を超えており、長野県及び全国に比べて 10%以上高い水準にあります。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査						推 計 値	
	昭和 55 年 (1980)	平成 2 年 (1990)	平成 12 年 (2000)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)
総人口	3,142	2,738	2,416	1,953	1,843	1,639	1,525	1,416
男性	1,547	1,334	1,197	949	888	818	740	686
構成比	49.2	48.7	49.5	48.6	48.2	49.9	48.5	48.4
女性	1,595	1,404	1,219	1,004	955	821	785	730
構成比	50.8	51.3	50.5	51.4	51.8	50.1	51.5	51.6
15歳未満	548	360	288	193	190	169	167	162
構成比	17.4	13.1	11.9	9.9	10.3	10.3	10.9	11.4
15～64歳	2,039	1,703	1,294	989	914	774	713	641
構成比	64.9	62.2	53.6	50.6	49.6	47.2	46.8	45.3
65歳以上	555	675	834	771	739	696	645	613
構成比	17.7	24.7	34.5	39.5	40.1	42.5	42.3	43.3

※推計値は、令和元年度に策定した生坂村人口ビジョンの将来推定人口です。

4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また、住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで、村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていただく、個人ではできないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民と行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えています。

(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見・要望を把握し、その内容を月1回庁内の会議で検討協議を行い、迅速に対応します。また行政からも、議決した案件や村の状況等に関して、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告するように努めています。

区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、令和4年度には6事業、支援金額にして1,170千円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要です。そこで、村の南部・中部・北部ごとにいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取り、道路整備や農地の保全などの地域課題に対し支援を行っています。また、地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

併せて、区長を集落支援員として委嘱し、協働作業などの集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進しています。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、地域の全ての力を使って村づくりを進めていきます。

(2) 協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、「地域発 元気づくり支援金」事業を積極的に活用し、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。今年度は村申請4事業、団体申請1事業（計5事業）を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在実施している主な協働事業

- (ア) 生坂村絆づくり支援金事業
- (イ) 赤とんぼフェスティバル
- (ウ) 地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業

- (エ) おてんま（道路舗装・除草等）環境保全事業
- (オ) いくさかの郷イベント開催
- (カ) 多面的機能支払交付金
- (キ) 中山間地域農業直接支払事業
- (ク) 高津屋森林公園周辺整備
- (ケ) 配食サービス
- (コ) 元気塾
- (サ) もりびと（生坂有償生活援助サービス）
- (シ) 子どもの安全確保
- (ス) 児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- (セ) 文化財の保護

イ 令和4年度に「地域発 元気づくり支援金事業」で行った事業

- (ア) 村申請事業
 - ・来て、見て、触って、やってみて。生坂リノベーション塾！
 - ・生坂村『創造の森』プロジェクト
 - ・いくさかバンブープロジェクト
 - ・「木とともに大きくなろう！いくさかっ子」事業
- (イ) 団体申請事業

※団体申請事業は該当ありませんでした。

(3) 公の施設の管理

住民のコミュニティ活動の場となる公共施設のあり方を検討し、指定管理者制度によりその運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画することで、利用しやすく効果的な活用を進めています。

国からの要請を受け、村では平成28年度に「生坂村公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画に基づき、公共施設の現状や将来の課題等について、施設ごとに対応方針を定めた「個別施設計画」を令和元年度に策定し、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

また、令和3年度は国の方針に基づき「生坂村公共施設等総合管理計画」の見直しを行いました。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成 17 年 5 月の改選時より 12 人から 10 人に減員し、その後の人口規模を考慮して平成 20 年 9 月の定例会で 8 人としました。

イ 議員活動

議員研修等はコロナ以前の動きはないものの、リモートや動画配信による開催も増えたことにより人数制限なく全議員で参加することができました。一方、先進地の行政視察は 3 年振りに実施でき、課題解決や議員の資質向上につなげることができました。

また、令和 3 年 9 月から一般質問の YouTube 配信を開始し、多くの方に見ていただける環境を整えました。令和 5 年 1 月にタブレットを導入し議会の D X (デジタルトランスフォーメーション) 化・ペーパーレス化に努めていきます。

今後も引き続き「なり手不足」と議会改革の研究検討を行うとともに、議会の必要性・議員活動を知っていただくために、議会談話室「山彦」の充実や住民懇談会の開催、村政に関する身近な課題などを情報提供するとともに、村民の意見や要望を少しでも多く反映できるよう努めていきます。

ウ 議会議員の報酬

報酬については、これまで暫定的な減額に加え条例での引き下げ改定及び議員定数削減を行ってきましたが、令和 2 年 12 月定例会における条例改正により、令和 3 年 4 月の改選で当選した 55 歳以下の議員報酬を 30 万円に引き上げました。

議員報酬月額推移

(単位：千円)

職名	平成19年度				平成20年度 以降の条例による 議員報酬 月額
	までの条例による 議員報酬 月額	平成17年度 (8%減額)	平成18年度 (10%減額)	平成19年度 (10%減額)	
		支給額	支給額	支給額	
議長	290	267	261	261	267
副議長	217	200	196	196	200
委員長	197	182	178	178	182
議員	195	180	176	176	180

*令和3年の改選後、55歳以下の議員の人件費は、一人当たり年間200万円ほど増額となりました。なお、55歳以下の議員が役職に就いても報酬額は変わりません。

エ 災害対応

災害時における議会の対応として、災害対策本部と連携し迅速かつ適切な支援活動を行うため、「生坂村議会災害対策本部設置要綱」により行動しています。

オ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

議会での感染拡大防止策として、会議等では密集・密接を避け換気を徹底するなど、これまでの基本的な対策を講じながら開催していきます。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職は、平成31年4月から副村長を選任し、副村長が総務課長の事務を兼ねました。令和3年度からは総務課長を設置し会計管理者を兼ねています。

現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：千円)

職名	平成19年度までの 条例による 常勤特別職 報酬月額	平成18年度		平成19年度		平成20年度 条例改正により
		減率	金額	減率	金額	
		村長	775	20%	620	
助役	641	16%	539			
副村長	641			24%	488	547
収入役	604					
教育長	543	11%	484	12%	478	500

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)
 今後の期末手当額については、人事院勧告の内容により対応していきます。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

当村は地方交付税が歳入の大半を占めており、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、令和2年度に実施した国勢調査において人口が減少したことから普通交付税の算定基礎そのものが縮小となっており、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。地方財政計画上の地方交付税の伸びは、国の税収や景気などの影響も受けることから、国の動向に注視しながら事業を進める必要があります。

地方交付税の状況 (平成26～令和3年度実績、令和4～9年度見込) (単位：万円)

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成26年度	11億4,699	▲3,790	10億1,699	▲3,170
平成27年度	11億9,568	4,869	10億6,427	4,728
平成28年度	11億7,733	▲1,835	10億4,711	▲1,716
平成29年度	11億2,222	▲5,511	9億8,841	▲5,870
平成30年度	11億0,495	▲1,727	9億8,008	▲833
令和元年度	11億3,165	2,670	9億8,729	721
令和2年度	12億0,523	7,358	10億5,919	7,190
令和3年度	12億5,400	12,477	11億6,581	10,662
令和4年度	13億0,000	4,600	11億8,209	1,628
令和5年度	12億5,000	▲5,000	11億4,000	▲4,209
令和6年度	12億1,400	▲3,600	11億0,400	▲3,600
令和7年度	11億8,100	▲3,300	10億7,100	▲3,300
令和8年度	11億4,900	▲3,200	10億3,900	▲3,200
令和9年度	11億1,800	▲3,100	10億0,800	▲3,100

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況について、歳入では自主財源である地方税が将来的にみると減収傾向となっています。地方交付税は国の経済対策や、まち・ひと・しごと創生事業費での人口減少等特別対策による財源措置により、これまで安定した収入が見込まれてきました。今後の見通

しについて、人口減少等特別対策では、地方創生の「取り組みの必要度」から「取り組みの成果」に算定のウエイトが段階的にシフトされていくため、村で策定した総合戦略における各施策の目標達成に向けた実効性のあるP D C Aサイクルにより積極的な人口減少対策への取り組みが重要となります。また、国が進める地域のデジタル化や脱炭素化等の事業に、柔軟に対応していく必要があります。寄付金は近年多くの方にご支援いただき、ふるさと「いくさか」応援基金から繰入を行い、納税者の使途を反映させながら、村づくりの貴重な財源として有効に活用していきます。歳出では、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況です。

これらのことから、将来的には村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、次の取り組みを継続して実施していきます。

- (7) 歳出の徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明化によるコスト削減）
- (イ) 繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- (ロ) 村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- (エ) 財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）
- (オ) 自然災害に対応するための避難所の整備

また、公会計への移行により、資産内容を含めて、毎年度検証できるようになったため、今まで分かりにくかった資産内容が分かりやすくなり、財政状況の健全化を進めていきます。

ウ 今後の財政見通し

国の経済は、内閣府の月例経済報告によると「景気は、緩やかに持ち直している」とし、先行きについては、「感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種施策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される」としているが、「世界的な金融引締等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている」とし、「物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある」としています。

歳入の地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から令和8年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後5年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において大きな余剰は見込まれていないことから、不測の支出によっては基金を繰り入れることも考えられる状況です。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指してい

くことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要なとする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は 61～65 ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末で期限を迎えたため、引き続き過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法」が 10 年間の時限立法として制定されました。令和 3 年 4 月 1 日施行の新法により、今後も道路改良や施設整備などのハード事業をはじめ、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段確保、集落の維持及び活性化などのソフト事業に計画的・有効的に活用し、地域の持続的発展を目指していきます。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数は、平成 11 年度 52 人いた職員が、令和 4 年 4 月時点では 43 名（再任用・派遣職員含む）となっています。今後予定されている職員の定年引上げによる影響も考慮し、計画的な定員管理に努め、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成のバランスをとっていきます。

また、令和 2 年度から地方公務員の常勤職員、臨時、非常勤職員及び任期付職員に係る制度が会計年度任用職員制度に移行し、任用条件が厳格化されました。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように給与制度を改正しました。

- (ア) 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- (イ) 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- (ウ) 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

職員給与については、今後も人事院勧告の状況で対応していきます。

イ 職員資質の向上

自己能力を 100%引き出すため研修センター等の研修会への参加や県との人事交流事業により、職員の資質向上を行い、時代の変化に迅速に対応できる人材の育成に努めます。また、人事評価制度による評価を給与に反映することで、意欲ある人材の育成に努めていきます。

ウ 職員の定年の引上げ

職員の定年は、国家公務員の定年を基準として、村の条例において 60 歳と定められています。国家公務員法等の改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65 歳とされることを踏まえ、村においても今年度から引き上げを開始し令和 14 年度に定年を 65 歳とする予定です。新規採用等も含めた中長期的な採用・退職管理の在り方を検討し、適正な定員管理に努めます。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応を心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人なども含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

公共施設の管理に関する委託料やコピー機等賃貸借の長期継続契約等により経費抑制と事務の効率化に努め、今後も引き続き発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、事業の費用対効果の検証や、事業対象者の現状を把握して、住民が真に必要なとする事業を見定めていきます。

また、平成 26 年度から電算システムの経費の削減を図ることを目的として、市町村電算システム共同化委員会に参加し、平成 29 年度の切替えからは、10 年間の累積経費で約 49% 程度の経費の節減を目指します。

令和 2 年度から地方公務員法の改正により、これまでの臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員は、「会計年度任用職員」として任用され、それに伴い、物件費の賃金の科目が廃止となっています。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)	物件費							
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その他
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)
25	33,440	35,671	8,021	193	17	6,941	1,205	1,094	14,628	3,572
	(▲383)	(4,140)	(590)	(▲30)	(▲13)	(314)	(71)	(▲196)	(2,506)	(898)
26	33,976	38,989	9,072	220	39	7,183	1,330	729	16,297	4,119
	(536)	(3,318)	(1,051)	(27)	(22)	(242)	(125)	(▲365)	(1,669)	(547)
27	32,562	39,112	9,927	256	28	7,954	1,219	1,144	14,297	4,287
	(▲1,414)	(123)	(855)	(36)	(▲11)	(771)	(▲111)	(415)	(▲2,000)	(168)
28	32,069	42,449	10,802	260	25	7,230	1,249	751	17,876	4,256
	(▲493)	(3,337)	(875)	(4)	(▲3)	(▲724)	(30)	(▲393)	(3,579)	(▲31)
29	31,823	39,473	10,286	343	26	7,433	1,890	835	15,456	3,204
	(▲246)	(▲2,976)	(▲516)	(83)	(1)	(203)	(641)	(84)	(▲2,420)	(▲1,052)
30	32,735	40,120	10,663	254	26	9,782	1,357	4,205	11,423	2,410
	(912)	(647)	(377)	(▲89)	(0)	(2,349)	(▲533)	(3,370)	(▲4,033)	(▲794)
元	35,157	40,950	9,949	284	23	11,542	1,491	1,122	13,151	3,388
	(2,422)	(830)	(▲714)	30	(▲6)	(1,760)	(134)	(▲3,083)	(1,728)	(978)
2	46,307	36,763	－※	836	164	13,521	1,499	4,698	11,143	2,707
	(11,150)	(▲4,187)	皆減	(552)	(141)	(1,979)	(8)	(3,576)	(▲2,008)	(▲691)
3	48,890	37,376	－※	194	12	13,481	3,661	1,022	13,448	5,558
	(2,583)	(613)	皆減	(▲642)	(▲152)	(▲40)	(2,162)	(▲3,676)	(2,305)	(2,851)

※ 令和2年度の会計年度任用職員制度の導入により、物件費の賃金の決算額は人件費に移行されています。

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・ICN（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、設置している情報発信委員会での意見等も聞きながら維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

ICNについては、これまで議会本会議の録画放映、村内行事や出来事の放映など放送内容の充実のほか、合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者まで視聴しやすい自

主放送に努めてきました。令和2年度には、経年により劣化した機器及び部品の更新を行うほか、機能の改修として気象観測システムとの連携、村長 Twitter との連携、Lアラートとの連携を実施しました。今後も多くの方に視聴していただけるよう、引き続き放送内容の充実に努めていきます。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして6名の方を委嘱しています。

地域情報基盤整備事業により高速通信回線を整備し、インターネットサービス等の内容が拡充されています。平成22年度からは、当施設をN T T東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、令和4年9月末で473件加入していただき利用しています。

防災行政無線については、令和4年度に移動系デジタル無線の新スプリアスに対応するための改修を行いました。同報系無線施設についても、デジタル化への整備を検討しています。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務については、平成16年度から民間委託とすることで経費削減に努めてきましたが、利用者の減少に伴って運賃収入が著しく減少しています。

また、令和4年度末には池田町営バス池坂線が廃止となりました。この池坂線は、通院・通学・買物等に必要不可欠な路線であり、交通弱者の移動手段を確保するため生坂村営バス池坂線として運行していくことになりました。

これまで村では、実証運行や乗り継ぎの利便性向上、利用者ニーズへの対応を行うとともに、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めています。今年度は、生坂村地域公共交通計画を策定し更なる利便性の向上と効率の良い運行に努め、安全に利用できるための改正を行うことで、持続可能な運営を目指していきます。

ケ 生坂村業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、災害時に行政機関の中核である役場が被災した場合に、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めて、地震などによる大規模災害発生時に、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

既に地域防災計画や災害対応マニュアルを策定していますが、業務継続計画はこれらの計画を補完して、役場が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するために策定しました。

また、令和元年度には非常用発電機を役場庁舎に設置し、災害時の長期間の停電に対応で

きるように整備しました。

感染症の感染拡大により役場業務が停止することが無いよう、業務改善計画と感染症に係る行動計画、予防・対応マニュアルと合わせ対応していきます。

コ 選挙

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は1,500人を下回りました。村では、投票率の向上のために引き続き広報周知を行うほか、投票区の変更や投票時間の繰り上げ等により、有権者が投票しやすい環境の整備と経費削減の両立を目指します。

生坂村選挙公報の発行に関する条例により、村の議会の議員及び長の選挙における選挙公報を発行しています。

公職選挙法の改正に伴い、生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定（令和3年4月1日施行）し、選挙運動費用を公費負担することで立候補環境の改善を図りました。公費負担の対象は選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラです。

（5）消防・防犯・交通安全

ア 消防団の組織と再編成

現在、3分団制8部で構成されている消防団は、有事の団員確保が課題となっているため、今年度から機能別団員制度を導入することとし、団員定数を従来の120人から130人に変更しました。機能別消防団員制度は、消防団員経験者が団員として火災や災害時に出動し、特に火災時の初動体制の充実を図ることを目的に導入するものです。今後も引き続き組織の体制強化や各関係機関との連携により、有事における初動体制の強化を図ります。

近年、生坂村消防団は訓練や行事及び有事の出動率が低調であり、災害時の消防団の活動体制が懸念されています。そのため、令和2年度から出動率が7割を超える団員に対し、村内で使える商品券「生坂村消防団応援商品券」20,000円分を進呈し、団員の出動率の向上に取り組んでいます。

また、消防団員の高齢化と団員数の減少が進んでおり、地域での災害発生時の対応が大きな課題となってきています。消防団活動への理解を得るとともに、団員の処遇改善を進め地域防災力の要である消防団員の確保に努める必要があります。

そのため、団員報酬等の支給方法や支給額を見直しました。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえて、消防団員の階級の基準（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者について、年額報酬を国が示す標準額36,500円に増額しました。上位の階級にある者については、業務の負荷や職責等を勘案し、一律13,500円増額し、令和4年度からこれら団員報酬の個人支給を開始し

ています。

令和3年度から個人支給としている出勤報酬(出勤に応じた成果給的な報酬)については、出勤の態様によらず1,800円/4時間となっていましたが、災害出勤(火災・風水害・地震等)では8,000円/日(標準額)、その他出勤では2,000円/日とそれぞれ増額しました。

各種報酬が個人支給されることに伴い、分団運営費用の不足が予想されることから、分団運営交付金を交付しています。交付金は一般管理費(詰所の維持に必要な電気、上下水道(合併浄化槽含む)、ガスの使用料)と一般経費の区分で交付しています。

平成21年度からは、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いくっ子消防団』を結成して、出初式に参加するなどの活動をしています。

20年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新し、令和元年度までに現在消防団で運用している積載車両は一通りの更新が完了しました。令和2年度には、河川の浅瀬でも砂を吸い上げずに吸水できるフローティングストレーナーを全部に配備し、令和4年度には上生坂区梅月地区に防火水槽(40 m³)新設するなど消防力の向上に努めています。今後はポンプ車の更新について検討していきます。

イ 防災対策

各地区には自主防災組織が設置されており、地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材などを活用し、災害時における自主防災会を中心とした住民と行政の協働による活動を推進していきます。

また、村ではハザードマップの作成や地域防災計画の全面見直し、職員災害対応マニュアルの改正を行いました。平成28年度には、地域発 元気づくり支援金事業で住民支え合いマップの更新を行いました。このように災害時の対策に関する手順を整備することにより、いつ発生するかわからない災害に備えていきます。

各避難所の整備については、地区との協議を進めながら耐震改修工事等を行い、災害時に迅速な対応ができるよう整備しました。令和4年度は、宇留賀区さぎの平に防災・消防拠点施設を建設しました。また、旧南小学校体育館は今年度防災公園を整備するため取壊しを行いました。今後も、防災士の育成・配置を行うなど防災に関する事業を継続実施することにより、住民の防災意識を向上させ、地域防災力の高い村を確立します。

避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに、避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

令和2年度には、災害時にパソコンやスマートフォンから情報を得やすくするために、公共無線LAN整備事業を活用し、役場庁舎・B&G海洋センター・南部交流センター・宇留

賀公民館に無線LANを整備しました。令和3年度は、小立野公民館・日岐公民館・草尾交流促進施設・木材ふれあい体験館・下生坂体育館・大日向生活改善センター・古坂介護予防拠点施設の計7箇所に無線LANを整備し、オンラインで役場災害対策本部と接続できるよう各区に専用端末を配備しました。

また、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布しています。今後も防災訓練等を通じ周知に努め、避難所への非常食の配置に係る支援も行い、全区をあげ住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

近年多発する局地的な集中豪雨への対応として、村内3カ所へ雨量計を設置し、リアルタイムで情報収集を行っています。

また、当村の大きな課題である災害時の医療救護体制の整備について、3市5村、医療関係者などで構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に連携を図るほか、安曇野赤十字病院と「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結し、災害時に医療救護活動支援を受ける体制を取っています。

令和元年度から3年度まで、元気づくり支援金を活用し「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業を実施し、防災マニュアル・防災情報ホワイトボード・要配慮者支援マニュアルの作成配布、防災士の育成、避難所のデータベース化などにより、防災意識の向上と有事の体制整備・強化に取り組みました。

安全・安心な村づくりを目的に感震ブレーカー設置補助事業を実施しています。この事業は地震発生時に住宅内の通電を自動的に遮断し、電気が起因する火災を防ぐ感震ブレーカーの設置について補助金を交付する事業です。補助内容は次のとおりです。

装置の種類		補助内容	参考価格
○分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断するタイプ	購入設置に要した費用の2分の1又は30,000円のいずれか低い額	約5万円～8万円 電気工事が別途必要
○分電盤タイプ (後付型)	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置が可能	購入設置に要した費用の2分の1又は10,000円のいずれか低い額	約2万円～4万円 電気工事が別途必要
○簡易タイプ	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断するタイプ	購入設置に要した費用の2分の1又は3,000円のいずれか低い額	約3,000円～5,000円 電気工事は不要

※コンセントタイプは補助対象外です。

ウ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯意識の高揚、普及を図るため、生坂村防犯協会を中心に、関係機関や各種団体と連携して、青少年の健全育成や非行防止、一人暮らしの高齢者の犯罪被害防止などに取り組み、地域ぐるみで防犯体制の確立と複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

(6) 村づくり推進室の活動

ア 村民参加の村づくり

1人でも多くの村民から村づくりについての意見をいただくために村政懇談会を開催し、その意見を検討し村づくり計画に反映していきます。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策として参加者の密集を回避するために、新たに「Zoom」を活用してメイン会場（村民会館）と各地区の会場をオンラインで結び、昼夜2回開催しました。また、各会場のほか、自宅等からのリモート参加も併用して行いました。今後も引き続き村民から広くご意見を伺い、村政運営に活かしていきます。

生坂村第6次総合計画に基づき、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策等の事業を前進させていきます。

村の新たな人材育成事業として、令和4年度から「いくさか未来スクール」を開講しました。この事業は、全4回の講座を通じて新商品の開発に向けた企画からプロモーションまでの流れを学び、自身のスキルアップを目指すものです。引き続き、地域の活性化に関心をもって参加いただける方を募り、人材育成を推進していきます。

イ 空き家対策

空き家バンク制度の立ち上げ以来、所有者のご協力により50件を超える空き家登録を行い、村内へ定住を希望する方に紹介しています。令和4年度には、新たに14件の登録があり、10件の契約成立がありました。空き家の利活用等による空き家対策を総合的・計画的に実施していくため、村内外の関係者で構成する「生坂村空家等対策協議会」を設置し、村の空き家対策の方向性を示す「生坂村空家等対策計画」に基づき空き家対策を総合的に実施していきます。

生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と、美しい集落環境を維持するため、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を設けて、空き家バンク制度を利用した移住者や老朽空き家の所有者に、空き家の改修や解体費用の一部等を補助しています。令和4年度からは、空き家の解体とその跡地の利活用を推進するため、「空き家跡地活用事

業」を追加して補助金の拡充を行いました。

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金

補助事業名 (対象経費)	対象者	補助率 (補助限度額)	その他要件 (全てに該当)
空き家改修事業 (改修工事費)	購入者 賃借者	1 / 2 (50 万円 子育て 世帯は 100 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンクへの登録 ・ 対象経費 10 万円以上 ・ 村内業者利用
空き家整備事業 (片づけ費用(家財等 処分委託費)等)	所有者 購入者 賃借者	1 / 2 (20 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンクへの登録
空き家解体事業 (家屋解体工事費等)	購入者	定額 (50 万円 子育て 世帯は 100 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンクに登録 ・ 取り壊した後、戸建住宅とすること
老朽空き家対策事業 (危険な空き家の解体 除却費等)	所有者及び 相続人	1 / 2 (50 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化して危険な空き家 ・ 住宅建て替えのための解体 工事ではないもの
空き家跡地活用事業	所有者	1 / 2 (100 万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家解体後の宅地を空き 家バンクへ登録すること ・ 住宅の建設が可能な土地で あること

ウ 移住支援金

担い手不足の解消、地域課題の解決、村内への移住促進のため、東京圏等から村へ移住し、就業または創業した方に移住支援金を支給する生坂村U I J ターン就業・創業移住支援事業を、令和4年度から長野県と連携して実施しています。

エ 絆づくり支援金

生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援しています。令和4年度には6事業、1,170千円の支援金が活用されており、引き続き地域での協働活動推進に向けて支援を行っていきます。

オ いくさか大好き隊・集落支援員

人口減少と高齢化により、道路整備や農地の保全が困難になる集落が出てきていることから、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取り、地域づくりと様々な支援の充実を図るとともに、区長が集落支援員を兼任して支援活動を進めています。

いくさか大好き隊は令和4年度末現在19名が活動しており、村の情報発信や農業支援、郷土食の開発や伝統食の継承、高齢者の見守り支援や子育て支援、道の駅運営等に関する業務を行ってきました。また、集落支援員は地域からの要請により協働活動を行い、地域課題の解消に向けた支援を行っています。今後も地域の様々な課題に対応していくため、必要に応じ隊員を充実していきます。

カ 脱炭素社会に向けた取り組み

国が推進する2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること）の実現に向けて、村では計画策定や取り組みを進めています。令和3年度には、脱炭素社会の実現に向けた取り組み方針や部局横断的な事業を協議する場として、生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を設置しました。今年度からは、村の気候や地理的条件等に適した再生可能エネルギーの調査・研究や、村民の意識変容を促す啓発活動等を行いながら、プロジェクト会議を通じて、脱炭素社会の実現に向けて今後村が取り組む事業を企画・立案していきます。

また、令和4年6月には「生坂村ゼロカーボンシティ宣言」を行い、村民との協働による村づくりの継続により、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向け、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。

その後、村では令和5年3月に、2050年までに目指す村の姿とカーボンニュートラル実現に向けた道筋を示した「生坂村脱炭素ロードマップ」を策定しました。今年度からは、この計画に基づき、脱炭素の実現と地域課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

併せて、令和4年度からは脱炭素社会の実現に向けた取り組みに対する村民の理解促進と脱炭素型ライフスタイルの普及啓発を目指して、いくさか『創造の森』プロジェクトを立ち上げ、下生坂雲根地区を中心にワークショップやイベントを開催しました。今年度も引き続き、ゼロカーボンを活用した地域づくりと村民への脱炭素型ライフスタイルの定着を目指して、同プロジェクトを進めています。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(単位：万円)

		令和4年度	令和5年度	比 較	備 考
個人住民税		5,259	5,261	2	人口の減少や高齢化により大幅な増収は望めません。
法人住民税		845	705	▲140	景気回復が厳しい状況であり、増収は見込めません。
固定資産税		8,734	8,416	▲318	土地・家屋での増収は見込めません。また、償却資産分については特例期間終了資産があるため減収の見込みです。
軽自動車税	種別割	773	798	25	令和元年度税制改正により、令和2年度から種別割、環境性能割に区分されましたが、所有台数に大きな変動が無いため、税収は横ばい状態です。
	環境性能割	61	62	1	
	計	834	860	26	
村たばこ税		171	191	20	加熱式タバコの普及により増収の見込みです。
計		15,843	15,433	▲410	

※各年度とも当初予算額による比較（現年分のみ）

イ 納 税

村が村民に対して行う教育、人権保障、その他公共サービスを行う財源として負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務です。そのため、納税者の利便性向上を目的として、令和4年度からコンビニエンスストアでの納付が可能となり、さらに今年度からは固定資産税・軽自動車税について、スマートフォンアプリからQRコードでの納付が可能となりました。

ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められます。村税は現年度分の徴収率99%以上、国民健康保険税は徴収率98%を目標として、年間を通じて滞納整理を強化し、徴収率の向上に努めています。また、長野県中信県税事務所と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 社会就労センター

様々な事情で就労の機会が限られている方や、障がいのある方の働く場所である社会就労センターの役割は、ますます重要となっています。現在、施設授産作業員定員20人、家庭授産作業員定員50人として、より多くの方が就労する機会を得られるよう、今後も企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引に努め、独自作業と併せて利用者の就労機会や工賃アップ、社会参加を促進していきます。

また、草尾地区への施設の統合・移転を機に、取引企業の作業に加え、草尾柿組合との連携を進め、独自製品販売や村社会福祉協議会での就労など、村内での独自作業が行えるよう取り組んでいます。今後は、さらに地域との連携を図り村内就労の場を広げ、より利用しやすい施設運営に努めていきます。

(3) 後期高齢者医療制度

データヘルス事業を推進し、保健師や管理栄養士による保健指導を行います。また、村で行っている各種健康教室への参加を促し、健康寿命の延伸、医療費の安定化により、若い世代の社会保障負担を減らすよう努めます。そのためには、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることが重要となり、併せて健康の保持・増進が図られるよう引き続き国民健康保険と同様に人間ドック日帰り25,000円、1泊30,000円の助成を継続します。また、特定健診の項目を含む健診を受けられた方に、脳ドック10,000円の補助を行っています。

(4) 歯科診療所

歯科診療所は、指定管理者により管理・運営をしています。令和2年4月からは新型コロナウイルス感染の拡大防止のため完全予約制での診察を行い、患者どうしの接触を減らすとともに、滅菌機、超音波洗浄器、診療器具保管庫を更新し、新に口腔外吸引装置、空気浄化装置、非接触型体温計・消毒機を設置して、感染予防に努めています。

また、令和5年3月からオンライン資格確認機器を導入し、マイナンバーカードが保険証として利用可能となりました。

引き続き指定管理者と連携して、子どもから高齢者まで受診しやすい環境づくりや効率的な診療環境を整備し、妊婦を対象にした検診のほか子どもから高齢者まで口腔衛生意識の向上にも努め、予防医療による利用者の増加を図ります。

(5) 環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政が協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組んでいきます。さらに、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。そして、必要に応じて防護ネットや看板を設置していきます。

一般家庭ごみについては、ごみの減量化、再利用、再資源化を進め、分別収集を徹底していただくよう周知していきます。また、可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入補助を推進するとともに、分別や生ごみ減量、マイバック持参の啓発を行います。併せて、公共施設のごみの減量化も引き続き図っていきます。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

村では、再生可能エネルギーの有効活用を目的に、地球温暖化防止対策設備設置費補助金を設け、ソーラー発電施設などの設置経費へ上限120,000円、また令和4年度からは太陽熱利用システム（太陽熱温水器）等の設置経費へ上限50,000円の補助を行っています。

繁殖制限に対する意識を普及し適正な飼育が図られるよう、飼い犬、飼い猫及び飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成しています。助成額はメス1頭5,000円、オス1頭3,000円で、申請できる方は村内在住の飼育者又は、村内で飼い主のいない猫を保護した方で、村内で保護したことを証明できる方です。ただし、営利を目的として飼育しているものは対象となりません。

イ 火葬費用

人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している広域豊科葬祭センターに限り村で負担しています。

ウ 穂高広域施設組合

組合は、当村を含む 1 市 1 町 4 村で構成され、主に管内のし尿処理や燃えるごみの焼却処分を行っています。

ごみ処理施設には、指定ごみ袋に入らない大型の燃えるごみで、畳、ふとん、木製家具等の「可燃性粗大ごみ」を有料で持ち込むことができます。

ごみ処理施設の建設では、利便性向上とコスト削減に向けた取り組みを推進するため、ごみの排出量を減らすことが求められており、一人当たりのごみの排出量を減らしごみの減量化を進めていく必要があります。

(6) やまなみ荘

令和 4 年度のやまなみ荘の運営は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しており、大変厳しい状況です。収入の減少を補うためテイクアウトメニューの充実を図り提供しています。令和 2 年 10 月より灰焼きおやきの製造・販売を始め、令和 4 年 4 月からは、おやき・餃子セットのふるさと納税を開始しました。

やまなみ荘は昭和 59 年に建設されて以来、増改築や老朽化に伴う修繕等を行いながら現在に至っています。令和 4 年度にやまなみ荘の改修計画について、運営委員会などで改修内容の協議検討を行ってきました。改修には概算で約 5 億円の費用がかかるため、補助率のよい補助事業などを模索してきました。やまなみ荘は村民の憩いの場であるとともに、都市住民との交流の場の施設です。引き続き経費節減に向けた取り組みを進めるとともに、村の福祉センターとして新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、来ていただいたお客様が安全・安心にご利用でき、喜んでいただける接遇を大切に、満足していただける施設運営を目指します。

また、松本山雅 F C のホームゲームに合わせた企画や、道の駅「いくさかの郷」との連携、自然を利用したトレッキング、パラグライダーなどのアウトドア体験の拠点としての情報発信と誘客、特産品の巨峰、山菜・ハチクの加工品や北海道標津町直送の海産物の活用、蕎麦に特化した農業体験プランなど、観光とやまなみ荘を連携させた事業や季節ごとの特徴を活かし平日の稼働率を上げるプランなどを企画し、施設利用者の増加につながるよう進めていきます。

(7) 結婚と子育て支援

ア 結婚祝金

若者の定住促進と少子化対策を図り村の活性化を推進していくため、結婚祝金事業を行っています。婚姻届提出後、現に居住し村に5年以上定住意志のある39歳以下の夫婦が対象で、祝金の額は1組100,000円です。

イ 健やかに産み育む子育て支援金

18歳以下（高等学校卒業まで）の子のいる世帯に対し、水道の超過料金と保育料金に対する支援を行っているほか、3歳児以上の保育料を無償としています。水道の超過料金の助成を継続し、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

ウ 2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業

住民登録のある2歳未満の乳幼児を養育している世帯の保護者に、紙おむつの排出に使用する燃えるごみ専用袋を、乳幼児の人数に応じて交付します。1歳未満は100枚、1歳以上2歳未満は50枚交付するもので、交付は乳幼児1人につき1回です。

エ 結婚相談支援・結婚新生活支援

少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、少子化等に関係する様々な問題や懸念は社会的課題でもあります。

結婚相談支援の取り組みを進めるため、出会いの機会を創設します。村が参画している「ながの結婚支援ネットワーク事業」では、ながの結婚マッチングシステムを使った支援を行っています。システムに登録すると、スマホやパソコン等でお相手を検索できます。村ではマッチングシステムへの個人登録料10,000円を助成し、個別の相談支援を行うことにより、出会いの機会を増やし少子化対策に寄与していきます。

また、令和4年度から夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で世帯所得が500万円以下の夫婦を対象に、新生活を始めるための住宅購入費用や引っ越し費用、リフォーム費用を補助します。補助金額の上限は夫婦共に29歳以下60万円、30歳以上39歳以下は30万円です。

◆健康福祉部会◆

(1) 高齢者福祉

村内の75歳以上の一人暮らし高齢者世帯と、二人暮らし高齢者世帯の全世帯に占める割合は約23%となっています。これらの方が住み慣れた地域で安心して自立した生活が少しでも長く続くよう、様々なサービスや取り組みを行います。

高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが課題となる中で、いくさか大好き隊員による高齢者の生活見守り事業や、見守りシステムの導入費用への助成を行い、また隣近所での見守りについても啓発に努めています。

高齢者や家族介護者の負担軽減など、生活に密着した支援を図るため社会福祉協議会とも連携し、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう取り組みを進めます。

生坂村社会福祉協議会は、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、様々なサービスを提供しています。今後も自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア 緊急宿泊支援事業

かしわ荘とはるかぜの利用者を対象に、その家族が急な用事等により一時的に介護ができない場合に両施設に宿泊できるようにしています。

イ いくさか敬老の日

村内に住む70歳以上の方全員を対象に、年1回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今までのご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。2年連続で新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を中止しましたが、今年度は感染防止策を講じて開催に向けて計画していきます。

ウ 養護老人ホーム

措置入所となる養護老人ホームは、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された方が速やかに入所できるよう、判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

エ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居には、生活が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が利用することを重視し、介護認定を受けた方もデイサービス、ホームヘルプなど様々なサービス等を利用しながら、安心

して生活できるよう支援しています。全 16 室を完備する高齢者のための居住施設として、入居者を募集しています。

オ 一般高齢者介護予防事業

一般高齢者の介護予防を目的として元気塾を行っています。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防などの指導を継続します。平成 28 年度からは、男性だけを対象とした介護予防教室「生坂おとこ塾」、令和 4 年度には「スマホ予備校」も始まりました。今後も継続して実施していきます。

また、各種サークル活動の支援として、社会福祉協議会かしわ荘交流室と高齢者生活福祉センターを開放し、地域住民の交流の場として活用しています。今年度から火曜日と木曜日にデイサービスセンターはるかぜを、会合や、サークル活動などに使えるよう施設の貸し出しを行います。また、交流の場としてどなたでも使える日を設けます。

カ 配食サービス

高齢者、障がい者の自立した在宅生活を支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週 6 日とし、うち 5 日間は社会福祉協議会へ委託、水曜日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

キ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。サービス提供者（社会福祉協議会）との連携を密にし、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

ク 福祉輸送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取り、買物など、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。

対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

- (ア) 介護保険法で認定された方
- (イ) 障害者手帳をお持ちの方
- (ウ) 一人暮らし、二人暮らしで、介助が必要な概ね 65 歳以上の方

ケ 地域支え合い推進会議

地域支え合い推進会議では、総合的な観点から生活援助サービスの重要課題を解決するた

めの検討を重ねています。令和3年度からは、事例検討を元に、村内の移動サービスの周知について協議し、令和4年度に「生坂村版地域交通のトリセツ」を作成しました。今後も、住民相互の支え合いによる地域づくりの場として、検討を重ねていきます。

コ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護と認定された高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。本年度からは、要介護1・2と認定された方も助成対象に加え、要介護3・4・5と認定された村民税非課税世帯の方には月5,000円、課税世帯の方には月2,000円を助成します。また要介護1・2と認定された村民税非課税世帯の方には3,000円、課税世帯の方は月1,000円を助成します。対象となる介護用品も拡大し、介護つなぎ服、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーなどに加え、布団シーツやポータブルトイレの脱臭剤、尿器なども対象としました。

サ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者(要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上)の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるため費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円となります。

シ 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用50,000円、月々の利用料2,000円を上限として助成します。

ス 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

セ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。

成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センターかけはしと連携してきました。令和3年度からは、これを業務委託とし、2市5村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)となりました。今後も引き続き、制度説明や申立て支援等の相談に対応していきます。

(2) 介護保険

介護保険制度では、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、介護予防の推進や地域包括ケアの充実を目指してきました。今年度は「第8期介護保険事業計画」の最終年度となり、令和6年度からスタートする「第9期介護保険計画」の策定を行います。前回計画の満了を踏まえ、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合いながら高齢者の自立を支援していきます。

また、介護予防に重点をおいた介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）では、下記の事業の他、任意事業で介護予防住宅改修、福祉用具のレンタル助成事業、月6回までのデイサービス利用等、生坂村に合ったサービス提供が行われており、今後も求められるサービスの検討を行っていきます。

平成22年12月に開所した認知症対応型デイサービスセンターはるかぜは、認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう認知症対策関連事業を実施します。近年利用者が減少しており、施設を有効に活用するため、火曜日と木曜日を地域住民の交流の場として開放し、利用しやすい施設運営を目指します。

生坂村地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域支援事業を一体的に実施し、介護予防事業等のサービスや相談支援体制の強化を図っていきます。

ア 包括的支援事業

- (ア) 介護予防ケアマネジメント
- (イ) 総合相談・支援
- (ウ) 権利擁護
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (オ) 家族介護交流会の開催
- (カ) 地域支え合い推進会議
- (キ) 認知症総合支援（認知症初期集中支援チーム、認知症カフェの実施、認知症サポーター養成講座の開催）
- (ク) 地域ケア会議の開催に向けた体制整備
- (ケ) 生活支援サービスの体制整備
- (コ) 在宅医療・介護連携の推進

イ 介護予防・日常生活支援総合事業

- (ア) 指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施

- (イ) 介護予防把握事業
- (ウ) 介護予防普及啓発事業
- (エ) 地域介護予防活動支援事業
- (オ) 一般介護予防事業
- (カ) 高齢者の低栄養防止・重症化予防事業

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住み慣れた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、それぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援をしていきます。

- (ア) 在宅支援事業
- (イ) 施設支援事業
- (ウ) 計画相談支援事業
- (エ) 補装具修理・交付及び更正医療の給付事業
- (オ) 社会就労センターへの通所事業
- (カ) 地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

今年度は「障がい者計画」及び「第6期障がい福祉計画」・「第2期障がい児福祉計画」の最終年度となり、令和6年度からスタートする各計画の策定を行います。

イ 障がい者の虐待防止

障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律により健康管理センターを虐待防止センターと位置づけ、虐待により障がい者の尊厳が害されないよう、児童、高齢者も含めた虐待全般について、届出や相談への対応を関係機関との連携により迅速に行います。

ウ 特定疾患患者見舞金

特定疾患患者への見舞金を、申請により年2万円支給しています。

(4) 福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、医療費の助成を行っています。県の福祉医療制度と整合を図りながら、村独自で対象者を拡大しており、18歳までの方は医療機関の窓口で500円(最大)支払うことで医療を受けることができます。

(5) 保健医療

健康寿命延伸、社会保障の安定を目指し、全ての人の健康づくりの意識づけを図り、各種健診(検診)や健康相談を通して、病気の早期発見や生活習慣病の予防に努めます。

ア 健康づくり

地域に運動指導士、保健師、管理栄養士などが出向き、食生活改善推進員、健康推進員の協力を得ながら健康応援隊などの各種事業を行い、住民の健康づくりに努めます。また、健康診断の受診を勧め、元気に生活していけるよう支援していきます。

(ア) 各種がん検診(個別・集団)

個別検診の、子宮頸がん検診(20歳以上)、マンモグラフィー(40歳以上74歳未満)を村の検診料と同額にし、受診率の向上を図ります。

(イ) 特定健診、循環器健診及び後期高齢者健診

(ウ) 個別面談による健診結果返却

(エ) 健康応援隊等の健康教室

(オ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康診断の受診勧奨や、健診結果をもとに個別的な保健指導や集団健康教室を行っていきます。

(カ) 健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営

(キ) 心の健康相談事業

(ク) 歯科検診

健康診断の一環として、歯科医による歯科検診を実施します。

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化し、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心してサービスが受けられる体制づくりに努めます。

(ア) 村内内科医訪問診療

(イ) 休日当番医(塩筑医師会)

(ウ) 救急医療(総合病院及び広域消防)

(エ) 隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種

(オ) 隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担

(カ) 予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 自殺対策事業

自殺対策を保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、

「生きることの包括的な支援」として事業を実施します。

- (ア) 若年層対策事業
- (イ) 人材養成事業
- (ウ) 普及啓発事業

エ 母子保健と育児支援

生坂村子育て世代包括支援センターを拠点に、教育委員会子育て支援コーディネーターと健康福祉課母子保健コーディネーターが連携して、各種母子保健事業及び子育て支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援をしていきます。令和4年度に国の事業で出産子育て応援交付金が創設され、妊娠期から出産・子育てまで必要な支援につなぐ伴走型の相談支援や、経済的支援も併せて実施されましたが、引き続き生坂村の助成事業は継続して実施していきます。

(ア) 犀龍小太郎助成金

- ・ 不妊治療助成事業

令和4年度から、不妊治療に医療保険が適用されましたが、自己負担額の1/2（上限10万円）を助成する制度は継続しています。また、男性の不妊治療費も助成対象です。

- ・ 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担14回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担5回以内25,000円を限度に助成します。

- ・ 出産育児一時金の補助

出産に係る経費の内、保険者の補助額を超えた金額で、限度額8万円を助成します。

- ・ 乳児～18歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用を全額助成します。

- ・ 新生児聴覚検査助成事業

新生児に対して行われる新生児聴覚検査費用を全額助成します。

(イ) 産後ケア事業

産後の母親の身体的な回復と心理的な安定を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援していきます。

- ・ 宿泊型・デイサービス型事業

宿泊型は、産後4カ月未満で育児不安が大きいお母さんが、お子さんと一緒に病院や助産院に宿泊して、授乳相談や育児指導、心理的ケアなどを受けることができます。また、デイサービス型は、1歳未満の児を持つお母さんが、日帰りでも同様のサービ

スが受けられます。

・助産師による乳房ケア事業

産後1年未満で育児不安が大きいお母さんは、病院や助産院で、授乳相談や育児指導、心理的ケアなどを受けることができます。

(ウ) 産婦健診事業

全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用の助成を行います。

(エ) 子育て支援アプリの活用促進

村の子育てに関する情報がいつでも入手することができるよう、スマートフォン向けのアプリケーションを導入し、村の子育てに関する行事や情報を随時発信しています。複雑な予防接種のスケジュール管理など育児のサポート機能として利用いただけます。

(オ) 妊婦歯科健診1回無料

(カ) 乳幼児健診及び教室の実施

(キ) 各種予防接種

平成25年6月から積極的勧奨を差し控えていたヒトパピローマウイルス（子宮頸がん）ワクチン接種が、令和4年度から積極的な接種として再開されました。積極的接種を控えていた年代を含め対象者への周知を行い、接種の促進を図ります。

(ク) 幼児眼科検査

(ケ) 出産育児支援（妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問）

(コ) 出産祝金

令和2年度から、支給額を拡充して実施しています。支給対象者については、仕事上の一時的な居住である場合など、特別な理由がある場合は支給の可否を検討します。

オ 感染症対策

(ア) 新型コロナウイルス感染症

国の指針に沿った感染予防の啓発及びワクチン接種に取り組んでいきます。

(イ) 乳幼児の各種予防接種の案内

(ウ) 高齢者インフルエンザ予防接種助成

(エ) 高齢者肺炎球菌予防接種助成

(オ) 緊急風しん抗体検査等の実施

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、抗体価検査、予防接種の費用を全額助成します。

(6) 国民健康保険保健事業

令和2年度の医療費は減少しましたが、令和3年度は若干増加しました。令和4年度も増

加傾向にあります。医療費は随時確認しその都度原因の分析を行いながら医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に努めていきます。特に、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行います。

今年度から出産育児一時金が 50 万円となります。また、葬祭費も 5 万円に拡大しました。

ア 保健事業実施計画（データヘルス計画）

特定健診・特定保健指導は、これまでもレセプト（診療報酬明細書）や統計資料等を基に村の健康に関する状況を把握し、課題解決に向けて実施計画を策定し実施してきました。今後も特定健診の結果をはじめ、レセプトなどの健康と医療に関する情報に基づいて健康課題を分析し、優先すべき課題を明確化しながら P D C A サイクルの概念を取り入れた保健事業を実施します。今年度は、「第 2 期生坂村保健事業実施計画」の最終年度となり、令和 6 年度からスタートする「第 3 期生坂村保健事業実施計画」の策定を行い、被保険者の健康増進、生活習慣病予防に努めます。

イ 特定健診・特定保健指導実施計画

保健事業実施計画との整合性を図りながら、「第 3 期特定健診・特定保健指導実施計画」で設定した目標達成に向け、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上に努めます。そのため人間ドックの助成を継続し、特定健診は、40 歳及び 50 歳の方の健診料を無料にし、集団健診と個別健診、通院治療者健診等を実施していきます。また、早朝や夕方に集団健診実施や個別健診実施等を行い、病気を早期発見することにより医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

特定保健指導については、保健師、管理栄養士による個別面談での結果返却及び継続した個別・集団支援により対象者に合わせて行動変容を促し、生活習慣病の予防に努めます。

ウ 重症化予防対策事業

脳ドックの助成は特定健診の項目を含む健診を受けられた方に 10,000 円の補助を行っています。また頸動脈エコー検査を実施し、動脈硬化による血管の変化を確認することで、脳血管疾患、虚血性心疾患の重症化予防に努めています。

エ 保険者努力支援制度

生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用など医療費適正化に向けた保険者の取り組み状況や結果に応じて交付金額が配分されます。糖尿病性腎症重症化予防プログラムや第 2 期データヘルス計画に基づき、個別支援や必要に応じた事業実施に努めます。

(7) 国民健康保険税

平成30年4月より国民健康保険の制度改正によって、国保の運営が変わり、都道府県が財政運営の責任主体となりました。

改革後の国保財政の仕組みは

- ① 県全体で必要な保険給付費等の支出額をもとに、給付金総額を算定します。
- ② 市町村ごとの所得水準などに応じた各市町村の納付金額を決定します。
- ③ 市町村は県から示された納付金を国保加入者から保険税を集め県に納めます。
- ④ 県は、市町村から集めた納付金と国からの公費を財源として、市町村に保険給付費等交付金を支払います。
- ⑤ 市町村は保険給付費等交付金を財源として、保険給付費(診療報酬費)を支払います。
加入対象者はこれまでと変わりなく、現在の加入者が改めて手続きを行う必要はありません。

保険税については、令和4年度から4方式(所得割・資産割・均等割り・平等割)の内、資産割を廃止する減税を実施しました。また、6歳までの未就学児にかかる保険税均等割りの減免も併せて実施し、収入の不足分については必要に応じて基金を取り崩すことで対応しています。

令和4年度から国民健康保険税もコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

また、国が構築する市町村事務処理標準システムも導入しました。これにより事務遂行の効率化、コスト削減および平準化が図られます。

(8) 3市5村医療救護訓練

糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による人的被害を最小限にするため、3市5村で医療救護訓練を実施していきます。

ア 医療救護対応の強化

支え合いマップなどのデータにより、要援護者の情報を収集し、医療スタッフの迅速な対応ができるよう努めます。

イ 住民と協同で行う医療救護訓練

村内在住の医療有資格者にも訓練に参加していただき、消防団・民生委員、地域ケア会議等と連携協力して、住民主体の医療救護訓練を行っていく中で、有事に備えます。

◆振興部会◆

(1) 建設、治水・砂防、河川事業

ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁について、令和4年度に橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、今後もこの計画に沿って橋梁定期点検及び修繕工事を行います。また、幹線道路の舗装面、道路構造物については、平成26年度に道路ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定し、平成27年度からこの修繕計画で舗装面及び道路構造物の修繕工事を行っています。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については、地域と協議しながら計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 国道・県道事業

長野国道事務所で実施している山清路地区の国道19号防災工事は、計画した2つの橋渡しが終わり、令和元年度から掘削が始まった1号トンネルは、令和3年7月に貫通し、現在供用開始に向けての整備が着々と進められており、今年度からは2号トンネルの掘削工事も予定されています。

また、竹の本地区の国道への土砂流出に対する法面対策工事は、用地補償等が行われ、今後工事が進められる予定です。

松本建設事務所では、宇留賀才光寺地籍において県道拡幅工事が令和3年度に一部区間が完了し、令和4年度からは継続箇所の調査測量や設計等が進められています。

ウ 村道除雪

現在の除雪基準は、積雪量が10cm以上、15cm以上及び30cm以上の路線に分類して除雪を実施しています。また、地区に貸し出している小型除雪機は、管理方法を周知し効率的かつ有効的な活用が図られるよう努めます。

エ 治水・砂防

千曲川河川事務所では、令和2年度に小立野地区堤防改修工事が完了となり、引き続き令和2年度より下生野地区の堤防整備に事業着手しています。築堤整備に向けて調査や測量、設計等が進められ、今後工事に着手する計画です。

県では、令和2年7月に地すべりによる村道の崩落が発生した袖山地区において、地すべり対策工事が進められ令和4年3月には通行可能となりましたが、令和4年5月に西側の別の箇所でも地すべりによる土砂崩落が発生し、現在復旧工事が進められています。

上生坂桧沢は、土砂の流出を防止するため、令和元年度から堰堤工事に必要な調査・設計が行われ、令和3年度から工事に着手しています。中村団地東側斜面の急傾斜地は、法面の崩壊を防ぐ対策工事を実施するための調査・計画が令和元年度から行われており、令和3年度に測量設計と一部本工事に着手し、今年度事業完了の予定です。

平成20年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には住んでいる場所の状況で避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

オ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働で伐採し、河川環境の改善を行うとともに、活動組織の支援を実施します。また、河川を中心にアレチウリが拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

松本建設事務所は、河川整備で令和3年度から草尾堤防改修工事に着手し、令和4年度には牛沢地区堤防改修の調査・測量設計を行いました。今後工事着手される予定です。また、河床整備では、金熊川、麻績川ともに今後計画して実施していきます。

カ 雨水貯留施設設置補助

令和3年度から、村では雨水の有効利用と流出の抑制による流域治水や災害時の生活用水確保等を目的として設置する雨水貯留施設に対して、設置費用の補助を行っています。

対象経費	容量	補助率及び補助金		備考
雨水貯留施設の購入設置に要する経費で村長が認めたもの	100ℓ以上 500ℓ未満	対象経費の5割 上限 25,000 円	100 円未満の 端数は切り捨て	一つの建築物ごとに1基を限度
	500ℓ以上	対象経費の5割 上限 50,000 円		

キ 道の駅いくさかの郷

平成31年4月にグランドオープンした道の駅いくさかの郷では、農林水産物生産者組合が運営する農産物直売所と農業公社かあさん家により、村内で生産した安心安全な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供しています。また、毎月第3土曜日には月例イベント「いくさかの郷特産市」を開催し、今後も多くの方に利用していただけるよう努めるとともに、生坂創生の中核施設として村の活性化に結び付けていきます。

(2) 住宅環境整備

ア 村営住宅建設

村営住宅整備事業では、平成 28 年度までに日岐、下生野、上生坂中村団地に若者定住促進住宅を 22 棟建設しました。平成 30 年度には旧丸山木工山側工場用地を取得し、子育て世代に向けた住宅を令和元年度から令和 3 年度までに 6 棟、令和 4 年度には新たに太陽光発電等の環境に配慮した住宅 2 棟を建設し、石原団地へ 8 棟の住宅整備が完了しました。

また、これらの定住促進住宅については、定住を希望される方に住宅を払い下げる事が可能となっています。

空室となっている村営住宅については、村のホームページに掲載するなどして、入居募集を行い空室のないように努めています。

イ 住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助

住宅の増改築や改修など住環境の整備を支援するため、住宅リフォーム等補助を推進しています。従来の補助事業に加えて、UIJ ターン型や子育て世帯型など対象者の拡充や、補助上限額の増額等を行っています。

事業種類	補助金算定	
住宅リフォーム等補助 (一般型)	対象経費の 1 割で上限 20 万円 (従来と同じ)	対象経費は 20 万円 以上の工事費
住宅リフォーム等補助 (三世代型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (三世代同居者が対象)	
住宅リフォーム等補助 (UIJ ターン型)	対象経費の 3 割で上限 30 万円 (村外からの移住者が対象)	
	対象経費の 3 割で上限 120 万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
住宅リフォーム等補助 (子育て世帯型)	対象経費の 3 割で上限 100 万円 (中学生以下の子どもがいる世帯が対象)	
耐震診断	住宅所有者負担なし (昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅が対象)	
耐震改修補助	対象経費の 5 割以内で上限 100 万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった住宅で住宅リフォーム等補助と併用可)	
耐震シェルター設置補助	対象経費の 5 割以内で上限 20 万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった家屋が対象)	

(3) 林業振興

ア 松くい虫防除事業

空中散布事業は、県及び近隣市村と連携を図り、効果と安全対策に注視しながら、今年度も実施していきます。

国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は、事業効果の見込まれる箇所を選定し実施していきます。被害が甚大に増加した小立野区、下生野区、日岐区については、平成26年度から令和3年度までに合わせて3,295本を処理し、令和4年度は小立野区において枯損した危険木の特殊伐採を実施しました。

イ 森林整備

平成20年度から導入された長野県森林づくり県民税は3期目が終了し、今年度より4期目が始まることから、引き続き県民税事業を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、里山整備事業やライフライン等保全対策事業を推進します。さらに、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や森林の里親制度に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

また、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の運用にあたり策定した、生坂村森林経営管理制度実施方針に基づき、村民の安全・防災・生活環境の向上に係る森林整備を基本とし、被害発生リスクの高い森林の伐採や管理を実施していきます。令和2年度より村道や通学路沿いで行っているライフライン保全対策事業は、令和4年度までに7地区で実施しました。

生坂村薪ステーションでは、引き続きシルバーセンター、商工会と連携して、森林整備などで伐採した木材を有効的に活用するように進めていきます。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備を一層推進するために、令和4年度地域発元気づくり支援金事業を活用し粉碎機1台を購入しました。今後、荒廃した放置竹林の解消と、竹資源の有効活用を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンターなどに委託し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。また、引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供で施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を推進し、間伐材を利用した収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

令和4年度は、長野県林業コンサルタント協会の森と人いきいき助成事業を活用して、山菜園内の遊歩道整備と屋外トイレ施設の改修を行い、すべての人に利用しやすい施設整備を行いました。

また、利用者が減少しているマレットゴルフ場を有効に活用していくため、令和4年度にキャンプエリアの設置を進め、オートキャンプサイト3区画、フリーキャンプサイト2エリアを整備しました。今年度も施設の充実を図るため区画の増設等を計画しています。

(4) 下水道事業

平成28年度に策定した経営戦略に基づく健全な事業経営・維持管理業務を軸に、下水道つなぎ込みへの啓発活動、浄化槽設置を促進するための補助事業を継続します。また、将来人口の動向に伴い総合的な管理体制の検討にも努めます。

また、令和6年度からの公営企業会計の適用に伴い、令和4年度に施設台帳整備を行い移行準備について、簡易水道事業と共に進めていきます。

料金体系については、平成25年度に村内の上下水道料金の公平化を図るために、下水道使用料を改正し、令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず、現行の料金体系を継続しています。

なお、令和4年度より下水道料金のコンビニエンスストアでの納付を可能とし、利便性を向上するとともに、公民館等公共施設の基本料金を半額にし、各施設の維持費軽減を進めています。

(5) 簡易水道事業

村簡易水道の有収率の向上に向けて、簡易水道有収率対策プロジェクト会議により、有収率及び漏水対策をいっそう強化・推進するとともに、令和4年度より冬期間の漏水発生状況を把握するため、1月、2月の水道メーター検針を実施しました。

平成24年度から行った水源調査では、実際に利用可能な水量が一日当たり55トン程度と判明し必要な水量が確保できないことから、今後も安曇野市及び大町市から水道用水の供給を継続しながら事業運営を行います。また、将来にわたり持続可能で安定した事業経営を行

うため、令和2年度に経営戦略の策定、令和3年度には施設台帳の整備や基本計画を策定しました。これにより、簡易水道拡張事業や給水計画の検討及び施設の老朽化・耐震化対策を計画的に進めることとし、令和4年度は上生坂第1配水池の築造工事を行いました。また、令和6年度からの公営企業会計適用に向けた移行準備についても、下水道事業とともに進めていきます。

料金体系では、公民館等公共施設の基本料金を半額にして各地区の維持費の軽減を進めているところですが、水道使用料も下水道使用料金と同じく村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成25年度から水道使用料を改正し、令和元年度の消費税法改正に伴う使用料の引き上げは行わず現行の料金体系を継続しています。また、令和4年度より水道料金のコンビニエンスストアでの納付を可能としました。

(6) 商工振興

令和4年度、村内の中小企業・小規模企業者の振興に関する施策について基本方針等を定め、各関係機関等と協力し村の経済発展と村民生活の向上を図ることを目的とした生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例を制定しました。今後、村、事業者、商工会、村民等が連携して小規模企業者等の振興を図るとともに、融資制度の継続支援や商工感謝祭などの商工会事業を通じた商工業者の活性化による村内経済の発展と、池田町商工会との連携を継続しながら村の商工振興を推進していきます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症第6波の到来によって、村内事業者の経済活動に大きな影響が出ていることを踏まえ、事業者の生坂村商工会への新規加入を促すとともに、生坂村商工会員の経営や育成等の支援を目的として、生坂村新型コロナウイルス感染症第6波対応事業者支援交付金を交付しました。

また、地域経済の活性化とともに村内事業者と村民の生活支援及び村内行事・イベントの中止に伴う代替事業として、令和4年度もいくさかマル得商品券発行補助事業を行い、プレミアム率、発行数を引き上げて7月に販売、8月には追加販売を実施しました。また、令和3年度に続き、4月に生活応援商品券を1万円分、11月には物価高騰対策として、新たに生坂村物価高騰対策生活応援商品券を7千円分、それぞれ全村民へ配布しました。

今年度も消費意欲の喚起と地元消費の活性化、村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、令和2、3、4年度同様にいくさかマル得商品券スーパープレミアムの発行補助をする予定です。

引き続き、地域資源を活用した地場製品の開発支援や雇用機会の創出によって若者の定住を図るとともに、村内商品券の発行やリフォーム等の補助により、受注機会の確保を進め地域商工業の活性化対策を講じていきます。

ア 生坂村店舗整備促進事業補助

平成 28 年度、村内で商工業を営む事業者への支援を目的に、生坂村商工会が助成する店舗等の建設、建築、改修費の一部に対して補助を行う、生坂村店舗整備促進事業補助金を制定しました。

平成 28、29 年度にそれぞれ 1 件、令和 4 年度は 2 件の交付を行いました。

助成対象者	対象経費	補助率
生坂村商工会員 (村内の業者が施工する 工事に限る)	店舗に係る施工費が 100 万 円以上の経費	対象経費の 3 分の 1 1,000 円未満の端数は切り捨て 上限 200 万円

イ 生坂村農業・商工業等後継者支援事業補助

令和 4 年度、村内の農業者及び商工業者等の円滑な事業承継と、村内における農業及び商工業の持続的な維持、発展を目的として、事業を承継する後継者への事業承継及び事業承継後の経営安定に要する費用を補助する制度を新設し、令和 4 年度は 2 件の交付を行いました。

事業種類	補助内容	補助額	備考
就業補助	農業者又は商工業者等が営む後 継者の就業における補助	50 万円	1 経営体につき 1 名 とし、国、県、村、
設備補助	後継者が事業承継のために整備 する設備に対する補助	対象経費の 3 分 の 1 以内 上限 100 万円	他団体等から同様の 趣旨の補助金等を受 けていない者

(7) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園の維持管理は地域住民の協力をいただきながら村、シルバーセンターが連携し経費の削減を図ります。また、村内各種施設の集客効果をあげるため、各施設間の連携を図りながら資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設については、農業体験ツアーなどの体験型イベントで施設を活用するなど、有効活用を進めていきます。

また、長野国道事務所による山清路防災事業で、1 号トンネル掘削残土を埋め立てた旧南小学校グラウンドが日岐公園として整備され、今年度から供用開始となりました。

イ 赤とんぼフェスティバル

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年度から4年度までは中止としましたが、村内最大のイベントとして定着しており、今年度も10月に開催を予定します。イベントでは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮しながら、人気の花火も計画していきます。赤とんぼフェスティバル I Nいくさか実行委員・区長合同会議で話し合いながら、誰もが楽しめるイベントとなるよう進めていきます。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に活かし村内への誘客につなげるため、やまなみ荘を拠点とした体験型のツアーや観光事業について企画立案し広報に努めていきます。

大城・京ヶ倉登山道は、活用方法・維持管理など、村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

景勝地山清路では、県道山清路バイパス・山清路大橋の全線開通により、以前から通行止めとなっていた県道の村への移管を受けて、令和4年度に山清路一帯を散策できる遊歩道の整備や案内看板を3か所に設置しました。後貴重な観光資源として活用を進めます。

平成30年度に松本山雅FCのホームタウンとなったことから、村内で開催する各種イベントへの積極的な活用を図っていき、松本山雅ホームタウンデーには特産品のPRなどを行っています。

エ 193カラット（イクサカラット）

平成28年度に、生坂産ぶどうの総称として「193カラット」を制作しました。山清路巨峰などのブランドを守りつつ、今後は193カラットを活用して情報発信していきます。併せて制作したイメージキャラクターの「カラットリン」はイベント等での積極的な活用を図ります。

（8）都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて、村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び体験農園施設を拠点に、農業体験や農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。また、道の駅いくさかの郷も活用していきます。

大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり、県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくため、各部署及び関係機関との連携を強化して魅力ある企画を立案し、滞

在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、令和2年度は農業体験ツアー―日いくさか村民（春・夏・秋）及び、大城・京ヶ倉トレッキング春・秋ツアーはそれぞれ開催を見送り、令和3、4年度は、大城・京ヶ倉トレッキングの秋ツアーのみ開催しました。

（9）農業振興

ア 生坂農業の活性化

農業関係機関・団体が連携して、農業施策の調整を図ると共に、生坂農業及び産業の活性化に寄与することを目的に、生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置しています。

令和4年1月には、村内全戸を対象として今後10年の農家の状況を詳細に把握するため、地域農業に関する意向調査を行いました。その結果に基づき、10区の分析を行い、区ごとの営農推進事項を作成しました。

そして、今まで行ってきた意識調査や農業懇談会（令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止）の結果をプロジェクト会議で再検討し、各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- （ア） 営農組合の活動を活性化するための支援策
- （イ） 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住
- （ウ） 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- （エ） 不在地主への対応
- （オ） 住民への農業技術の研修
- （カ） 人・農地プランの実施

等を定め、今後も各区と協議を重ねながら実施していきます。

経営所得安定対策は、転作作物への助成やナラシ対策などの支援措置が継続され、米の需給調整についても長野県農業再生協議会より通知される生産数量目安値に沿う形で継続されています。

中山間地域直接支払事業は、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進しており、令和2年度には計画の見直しが行われました。また、多面的機能支払交付金は、令和元年度及び2年度に集落組織ごとの新たな5年計画を策定し、それぞれ事業が進められています。今後も積極的に活用して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

令和元年度から令和3年度まで、地域発元気づくり支援金を活用して、営農組織や住民団体への支援策としてパイプハウス10棟の貸し出し等を行いました。この事業により、いくさかの郷への農産物出荷の促進、特に冬季間農産物を出荷できるよう支援しています。

引き続き、各種制度や補助事業などを活用して農業支援を実施していくとともに、有機農

業やスマート農業などの研究の推進に努めていきます。

イ 生坂村農業セーフティーネット支援事業補助

令和4年度より、農業者の所得安定と収入保険加入推進を図るため、天候、経済、病気等の理由によって減少した農業収入を補償する、収入保険の保険料の一部を補助する制度を新設しました。

補助対象者	対象経費	補助率
青色申告を行っている農業者	農業者が支払う保険料、及び事務費	申請1年目は、対象経費の5割 申請2年目以降は、対象経費の3割 それぞれ上限50,000円

ウ 生坂村農業用ハウス等設置支援補助金

令和4年5月に発生した降雹被害を受けて、今年度より、高収益な野菜等の生産振興や地場野菜等の出荷の促進、並びに自然災害により農業施設が被災した場合の復旧と、農業者の農業経営の安定を図るため、農業用ハウスや災害対策に資する施設等の設置費に補助する制度を新設しました。

補助対象者	対象経費	補助率
村内に住所、及び所在する個人、法人、団体に総耕作面積30a以上を有している者	出荷を目的とした農作物の生産に要する園芸施設等の新設、及び災害にともない全壊した施設本体の再建に係る経費で補助対象事業費300,000円以上	補助対象事業費の3分の1に相当する額 上限300,000円

エ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて引き続き行っていきます。また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

オ 県営中山間総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業を総合的に行う県営中山間総合整備事業を、平成27年度から着手して9年計画で実施しています。

令和4年度は農業用排水施設整備で下生野工区、ほ場整備に伴う換地作業を会工区、その他残っている工区の測量設計をそれぞれ実施しました。

今年度は下生野工区で農業用排水施設整備、日岐工区で道路工事と農業用排水施設整備、下生坂工区で用地取得と道路工事、小舟工区で農道工事を予定し、その他残っている工区の測量設計を行う予定です。

カ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているために、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。

猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラスなどの有害鳥獣を駆除し、農業被害の減少に努めます。また、個別の被害防止対策には、狩猟免許の取得更新費用の一部補助や、防除機具等設置事業に複数人で共同設置する場合も支援の対象とする新しい補助項目を設け、支援策を拡充しています。

各区、農業関係団体、猟友会、警察、近隣市町村と連携して対策を検討し、実践的な駆除対応を行うように生坂村有害鳥獣駆除対策協議会により対応していきます。

キ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に充分説明協議し適正な負担金を徴収します。

ク 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

ケ 地域活性化事業

平成20年度以降、開催した講座から活動グループへ進展した「女・人竹っこくらぶ」や「おじさま倶楽部」「生坂ハチクの会」などにより、生きがいつくりや村の特産品開発、地域の食文化伝承などが行われ、その活動は地域の活性化の源となっています。今後も継続して活動を支援していきます。

コ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営し、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債や国県補助金などを活用して随時更新してい

きます。

サ 山村活性化対策事業

令和2年度から4年度までの3年間、農水省の山村活性化対策事業を実施しました。この事業により、先進地域の取組みの情報収集や情報交換を行い、コロナ禍で活動が制約される中であっても、本事業の構成団体及び活動推進団体との緊密な連携により、地域農産品の魅力発信やPR活動を積極的に実施しました。

また、組合に参画する構成団体や連携団体がそれぞれの特徴を活かし、年間を通じて農産物等を供給できる体制強化の取組みを着実に実施しました。引き続き、生坂創生の中核施設である道の駅いくさかの郷を核に農産物の販売促進を図っていきます。

(10) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

(11) 災害復旧事業

令和4年7月豪雨災害により下生坂東部の村道が、令和4年9月豪雨災害により下生坂鳥原の村道がそれぞれ被害を受けました。現在は、村道復旧工事を行い安心して通行できるようになりました。

また、同じく令和4年7月に大日向北平地籍で村道1級1号線上部の法面で地すべりが発生し、現在、松本地域振興局農地整備課による地すべり対策工事が進められています。

農業用施設では令和4年9月豪雨災害により宇留賀大岩地区の農道が被災し、令和4年度に復旧工事を行い完了しました。

◆教育部会◆

(1) 学校教育事業

生坂の自然や文化を大切にし、生坂村に愛着と誇りをもち人間性豊かな児童生徒を育成するため、一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

社会的視野を拓げるため、地域の人や各団体を講師に迎え、地域社会について学ぶとともに、山間地校ならではの特色を活かし、きめ細やかな学校運営ができるよう努めていきます。

当村における保小中一貫教育については、令和5年3月に策定した「生坂村一貫教育基本方針」に基づき、令和6年4月に施設分離型の小中一貫型小学校・中学校を導入することを目標に、具体的な教育内容の検討を行っていきます。

生坂村コミュニティスクール 生坂大好き「わくわく^{がっこう}楽校」の活動を継続し、登下校を含めた学校生活が楽しく安心して送れるよう、引き続き学校と家庭や地域との連携を図っていきます。

教育施設の整備については、今後も様々な検討を行いながら、子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう充実に努めていきます。また、教育内容の変化や高度化への対応のため、教職員の資質向上も図っていきます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会や家庭に求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあり、適切な指導や必要な支援が受けられるよう教育支援委員会により、早期から教育相談を行い、一人ひとりの適切な学びの場を判断していきます。

なお、小中学校に通常の学級に在籍しながら適切な教育が受けられる場として、引き続きLD等通級指導教室（サテライト教室）を設置します。また、今年度からは中学校に特別支援学級の設置するほか、不登校やクラスに入れない生徒への対応として支援員を配置します。

小中学校の児童生徒が、経済的な理由で、学習を妨げられることのないように、就学援助を行います。なお、新入学児童生徒の学用品費は入学前の時期に必要なため、入学する年の2月に支給します。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を行います。

平成30年度から、中学校間の交流連携事業として北海道標津町との交流学习を行っており、引き続き、将来を担う人材の育成のため、異なる土地の伝統・自然・文化を学ぶ機会を

設けます。

外国語指導助手（ALT）の配置については、令和4年8月に新規のALTを迎え、中学校のほか小学校でもALTを活用した外国語に触れる授業を継続して行っています。

また、平成30年度から、小学校に学校司書を配置しており、引き続き学校図書館の整備と図書館運営の充実を図っています。

学校部活動については、中学生の継続的なスポーツ・文化芸術活動の環境整備や教員の負担軽減のため、まずは、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を目指し、関係者とともに研究・検討していきます。

イ 教育の情報化（ICT利活用）

国が進める「GIGAスクール構想」に基づき、令和2年度に小中学校の校内通信ネットワークの構築を進め、児童生徒1人1台のタブレット端末、プロジェクターや電子黒板等の整備を行いました。今年度は、学校専用のZoomアカウントを新たに取得し、他校との交流やオンライン授業等の充実を図っています。

今後も、児童生徒の1人1台タブレット端末等が有効に活用されるよう維持管理をしていくとともに、引き続き研修等を開催することで、教職員のICTスキルの向上に努めていきます。

ウ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる事件・事故が相次いでいるため、生坂村防犯協会等の関係機関との連携や青色回転灯装着車などを利用したパトロールを実施するとともに、地域全体で子どもを守るため、村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

また、児童生徒の安全確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育み、子どもたちの健全な育成を推進するため、安曇野警察署と教育委員会などが相互連絡に関する協定を締結しており、それぞれが自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図る体制を整えていきます。

エ 安心・安全な学校給食の提供

学校給食センターでは、衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食を提供するために、食品添加物が少ない食材・食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理するとともに、アレルギー対応食専任の職員を配置し、引き続き事故防止の徹底を図っていきます。

村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て、納入

者の拡大や地産地消を図るとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶ「食育」にも力を入れていきます。

平成 30 年度から、児童生徒の給食費無料化や村内ボランティアの方から食材の寄贈をいただいております。子育てしやすい環境づくりのため引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。

オ 学校施設の維持管理

小学校の校舎は建設から 40 年以上経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。

中学校の校舎については、建設から 20 年経過していますが、大きな改修などが必要となる前に、日頃の点検により異常などの早期発見に努めていきます。

また、今年度も教育効果を十分に発揮するため、吹奏楽で使用する楽器の購入等、教材備品の充実も図ってまいります。

令和元年度に策定した学校施設の個別施設計画をもとに、今後も改修方法、財政負担等充分検討し、引き続きその対応に努めてまいります。

カ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが期待できるため、必要に応じ、修繕・改修等を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めてまいります。

(2) 公民館事業

ア 文化芸術教室の実施

村民からの要望が多かった「初心者向けスマートフォン教室」を引き続き開催するほか、新たに「健康麻雀教室」を開催するなど、村民からの意見や要望等を聞きながら、専門的な内容から一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう、開催日や時間、場所などを検討し事業の推進を図ってまいります。

各種教室の講師については、できるだけ村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用してまいります。なお、教室で作成した作品については、10 月の「赤とんぼフェスティバル」に併せて開催する生坂村文化祭で展示発表してまいります。

中学生の学力向上のため、信州大学の協力を得て、中学 1 年～3 年の希望者を対象に土曜日の午後を利用した学習支援事業「地域未来塾」を引き続き行ってまいります。

イ スポーツ教室の実施

住民の健康維持と運動意欲向上のため、常に住民のニーズを把握しながら、体力調査を含めた運動教室の開催や、小学校児童を主な対象とした運動支援の講座等、各教室や講座を計画していきます。

また、部活動の充実と技術向上のため、公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援をしており、中学生の運動能力向上が図られるとともに、卒業した先輩たちが後輩へ指導する好循環が生まれ、社会体育事業としての成果が上がり始めています。平成 29 年度からは講師を体育協会バドミントン部に依頼し、小学生を対象とした少年少女バドミントン教室も通年開催してきています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 二十歳の集い（旧成人式）

令和 4 年から、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、成人式を「二十歳の集い」に改め、これまで同様、開催年度内に 20 歳の誕生日を迎える学年を対象とし、これまでお世話になった方や、関わりの深い多くの方々で祝う式として開催していきます。なお、令和 6 年「二十歳の集い」は、令和 6 年 1 月 3 日の開催を予定しています。

エ 村民運動会

村民運動会については、種目やチーム編成を再検討し、多くの村民が参加できる内容に見直した上で、毎年開催していくこととしました。令和 2 年度からの 3 年間は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために中止としましたが、今年度は 5 月 21 日（日）に開催する予定です。開催方法については、今後も村民の親睦を図る場として様々な意見を参考に、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討していきます。

（3）社会人権教育・男女共同参画事業

人権教育については、「第 2 次男女共同参画計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、男女共同参画や社会人権教育に関する研修会などの開催や、広報誌等での定期的な意識啓発活動を行っているところですが、誰でも参加しやすい学習会や研修会などの開催を心掛けるとともに、人権擁護委員とも連携を図りながら健全な地域社会の形成に努めていきます。また、今年度導入予定の「長野県パートナーシップ届出制度（仮称）」への対応準備を行うとともに、引き続き、性的マイノリティなどの性の多様性の尊重や理解を含めたジェンダー平等を目指し、男女が共に自立して、活躍できる村づくりを推進していきます。

(4) 文化財保護事業

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを文化財として指定しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールにより、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めていきます。

令和元年度に国登録有形文化財として登録された加藤正治先生の生家である「旧平林家住宅（一星亭）」については、具体的な活用方法の検討に先立ち、建物内部の片づけや学習会、講演会の開催などを住民と協働して取組んでいきます。

歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行っていくとともに、漫画「加藤正治」物語を活用した企画展を今年度も引き続き開催し、ふるさとに対する興味・関心の向上等につなげていきます。

村民から寄贈された貴重な民俗資料を見学できる「山清路の郷 資料館」や農村資料館内の加藤正治頌徳館については、今後も、各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

(5) 保健体育事業

ア 体育協会補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層などの変化により競技人口が減少してきていますが、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあるため、補助金を随時見直しながら、村民の体育向上の取り組みが、さらに図られるよう努めていきます。

イ スポーツ振興

B & G海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民などがスポーツを行いやすい環境を整えていくとともに、B & G海洋センターでソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催し、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティの育成と体育の推進を図っていきます。

体育協会やスポーツ推進委員のほか、健康福祉課や松本大学とも連携し、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツの普及と指導を行い、住民の健康増進を促進していきます。

令和4年度に、B & G財団に登録された「海洋クラブ」では、SUP等のマリンスポーツ教室や水辺での体験活動を実施し、地域の活性化につなげていきます。

また、ホームタウンとなっている松本山雅FCとも連携し、地域交流や住民同士のコミュニティ形成を図りながら、健康増進にもつながる講座や研修会、「イクラン」などのスポー

ツイベント等を開催し、世代を超えた交流の促進や健康への意識を高めていくことで、個々の体力増進、運動習慣の形成につなげます。

(6) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）は、児童の健全な育成や、村民の自己学習及び生活文化の向上を図るため、多くの村民に利用されています。

児童館は、乳幼児から 18 才までのお子さんの居場所や遊び場として利用されており、引き続き地域のボランティアの皆さんに支えられた放課後子ども教室の充実や、子どもが自分達で考え作るイベントなどを通して、子ども主体の活動を行っていきます。

生涯学習施設では、趣味の教室や各種打ち合わせ、小規模イベントなど、気軽に集える場として、これまで以上に利用しやすい施設となるよう努めていきます。

また、併設している図書室は、現在約 18,000 冊の蔵書を管理しており、引き続き司書及び図書ボランティアにより、蔵書管理や本の案内、利用者への読書推進活動を行うとともに、ICNや広報誌、Twitterなどを有効活用し、村内外への広報に一層力を入れていきます。

令和4年度から、県立長野図書館と県内市町村の協働電子図書館「デジとしょ信州」が導入されましたが、今年度は、交通手段や時間に縛られず、幅広い世代の方に利活用していただけるよう「電子図書館体験会」等を行っていきます。

令和4年度に「生坂村誌（自然編・歴史民俗編・文化財編）」や漫画「加藤正治物語」を電子化しましたが、「デジとしょ信州」や「信州デジタルコモンズ」で閲覧できるよう整備し、地域資料の保存や、地域学習・研究を推進していきます。

イ スポーツ施設

ファミリースポーツパークや総合グラウンド等、今後も老朽化が進む施設の維持補修を積極的に実施していきます。

B&G海洋センターについては、令和3年度に、プールの缶体、プールサイド、屋根及び側面等の改修を行い、新たに人工芝敷きの「子どもの遊び場」を設置しました。今後も学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアであり、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、施設の適切な管理と一層の有効活用を図っていきます。

(7) 保育事業

ア 保育施策

生坂保育園では、引き続き子育て世帯の支援の充実に取り組んでいきます。

令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴い、保育園での 3～5 歳児の保育料を無償とするとともに、保護者負担の軽減を図るため、保育園の給食を無償とします。

近年、未満児保育のニーズが増えているため、就労している保護者への子育て支援として、長時間保育では朝 7 時 30 分から夕方 6 時 30 分まで受け入れを行うとともに、未就園児の一時的預かり保育や親子での保育園体験も行っています。

また、安心・安全な保育の実施、未満児等園児数の増加や多様化する保育ニーズに対応するため、保育士や保育補助者の増員、報酬単価の見直し、送迎バス添乗などでの支援員の雇用も行っています。

イ 保育内容

一人ひとりの子どもの発達や成長を、しっかり見守る保育に取り組むため、子ども・子育て支援係や保健師、専門機関との連携を深め、保護者の意向も聞きながら、早期に適切な対応をしていきます。

また、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる基本的な技能や力を家庭と協力し合って育てていきます。イングリッシュランド事業は、遊びながら楽しく異文化に触れることを目的に、年 12 回開催していきます。また、エコ活動は、食育活動と併せ、物の大切さや環境への意識を高め、ゴミの分別など子どもにもできる身近な取組を続けていきます。

なお、令和 2 年度に、県の「信州やまほいく」（信州型自然保育）の認定を受けており、引き続き自然や地域の中での体験活動を通じて、自ら学び成長しようとする力を育む保育をしていきます。

ウ 保育環境の整備

子どもが自主的、自発的に環境に関わり、十分遊び込める環境づくりに努めています。

令和 2 年度に新型コロナウイルス感染拡大防止や未満児保育の需要に対応するため、未満児室の増築を行いました。引き続きより安全で快適な環境づくりと、家庭的で安心して過ごせる空間づくりを行います。

今年度は、感染症や熱中症対策として、3～5 歳児クラスに空気清浄機能付きエアコンを、未満児室におもちゃ殺菌庫を新たに設置します。

また、保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育園でおむつの処分を新たに始めるとともに、安心・安全な通園のため、送迎バスに置き去り防止装置を取り付けます。

エ 地域との連携

平成 23 年度から行っている防災活動については、保育園が避難所になっているため引き続き地域の方や保護者と連携し、防災意識の向上に努めていきます。

子どもたちが図書室を訪問し本の貸出しを体験したり、図書室の本を園に貸出してもらうなど、図書室を身近なものとして活用し、本に親しめるようにしていきます。

(8) 子ども・子育て支援事業

ア 子ども・子育て支援業務

「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき、新生児から 18 歳までの全ての子どもと家庭、子育ての協力者となる地域住民を対象に、子支援・親支援・地域支援の総合的な子育て支援を推進していきます。

設置が努力義務化される「こども家庭センター」の設置準備等増加している子育て支援業務に対応するため、子育て支援に係る専任職員を新たに配置します。

子育て支援センター「なのはな」内の育児支援の拠点及び未就園児親子を対象とした「ぴよぴよひろば」では、年間を通し様々なイベントを行い、親子の触れ合い、親同士・子ども同士の交流を図っていきます。また、子どもの養育が一時的に困難となった場合などに預かる子育て短期支援事業や、病気回復時の子どもを預かる病後児保育事業、子育てを相互援助する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の体制も整えていきます。

児童生徒に対しては、家庭や地域、小中学校等と連携し食育作品コンクール、長期休業中の昼食支援等の各種事業を展開し、村全体で食育活動や孤食防止に取り組み、心を育む支援を行っていきます。また、キャリア教育「お仕事ってなあに」、心の健康ワークショップ、自己肯定感アップ講座等の各種事業により、援助希求能力（助けを求める力）やセルフ・エスティーム（自己肯定感、自尊感情）を高める心の支援を行っていきます。

平成 28 年の児童福祉法一部改正に伴い、令和元年度より子育て支援センターに子ども家庭総合支援拠点を設置しています。子ども家庭支援員を常時配置し、村内全ての子どもと、その家庭及び妊産婦などに対して、他機関との連携を図りながら、子育て支援センターが中核となって継続的なソーシャルワーク業務を行っていきます。

令和 4 年度より、18 歳以下の子どもがいる全ての家庭を対象に、NPO 法人、村内のボランティア団体、村内外の有志等と協働で、つながりの場「居場所み～つけた！」を開催しています。子どもや子育て世帯が地域や行政とつながり、地域ぐるみの子育てや経済的支援など、子どもたちを真ん中にした暖かな子育て支援に引き続き取り組んでいきます。

イ 教育支援体制

心身に障がいのある幼児、児童生徒に対し、適切な教育が受けられるよう、教育支援委員会で協議・検討し、障がいの有無に関係なく、幼児、児童生徒の成長・発達、就学相談及び一貫した専門的かつ総合的な支援体制を整えていきます。

ウ 補助金・貸付金

児童生徒の小中学校や高校の入学を祝し、小学校入学時 30,000 円、中学校及び高校入学時には 10,000 円を児童生徒の保護者に支給していきます。また、奨学金については、家庭事情や経済的理由により進学や修学に支障をきたすことなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択し、意欲的に学業に専念できるよう経済的、精神的に支援していくために実施してきましたが、対象を高校生、短大生・大学生とし、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、過疎化対策として奨学生のUターンの促進にも取り組んでいきます。

令和4年度から高校生等通学費補助事業により、定期券等の購入費の半額を補助しておりますが、更に家庭の経済負担軽減やゼロカーボンの推進を図るため、今年度から通学で村営バスを利用する中学生・高校生等の料金を全額減免する専用乗車券を発行します。

◆各部会連携事業◆

(1) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

事務局は村づくり推進室で行い、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すとともに、係ごと連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業推進を目指します。

(2) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し推進しています。

これまで当村では地方創生関係交付金を活用し、ぶどうの生産と販売強化に関する事業の他、子育て支援や交流人口の増加、社会就労センターの統合による就労の場の確保など、当村の実情に即した事業を実施し、地方創生の充実・強化に向けた取り組みを推進してきました。

令和2年度からは、第2期となる生坂村人口ビジョンと生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口維持と地域の活性化に向け、今後5年間の目標や実施する施策について地方創生関連事業を取り入れるとともに、村民をはじめ各関係機関と広く連携して取り組みを進めていきます。

(3) ポイント制度

村が行う事業（各種懇談会や子育て支援、健康づくりなど）について村民への周知や参加を促すため、スタンプカード方式により、指定された事業に参加した場合等にポイントを付与し、そのポイント数によりやまなみ荘の利用券やかあさん家の割引、ごみ袋、村内で使える商品券などと交換できるポイント制度を実施しています。

令和元年度からは、いくさかの郷の直売所で割引を受けられるほか、商品券等の交換場所に健康管理センターを追加するなど、気軽に交換できるようになりました。令和4年からは、村民の健康増進につながる取り組み等もポイント対象事業として追加して、村の事業への参加を促進していきます。

（４）松本山雅との連携

生坂村は、松本山雅FCとスポーツを通じた様々な活動を連携・協力して展開していくことで、互いに活性化・活躍していくことを期待し、平成30年8月にホームタウンとなりました。

地域にあるプロスポーツを身近に感じられるよう、松本山雅関係者を講師とする健康づくりやスポーツ交流事業などを実施し、Jリーグで戦う松本山雅との連携により村の情報発信やPRを実施します。そして、松本山雅FCがJリーグで活躍することは、村の情報発信、地域の活性化につながるため、生坂村からの応援の声を届ける活動も実施します。

（５）特定地域づくり事業協同組合

地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、令和2年6月4日に施行されました。当村も、令和3年に設立した生坂村特定地域づくり事業協同組合の充実を図り、新たな雇用の場（安定的な雇用環境、一定の給与水準）を創出し、移住や定住の促進につなげていきます。

（６）デジタル化の推進

村民の利便性向上のため、下記の取組により、生坂村の行政サービス等のデジタル化を推進します。

- (ア) オンライン会議システムによる村政懇談会等の会議の開催
- (イ) 電算共同化委員会への参加
- (ウ) 文書管理のデジタル化検討
- (エ) 災害時エリアメールの活用
- (オ) 行政手続きのオンライン化
- (カ) 小中学校のオンライン授業の充実
- (キ) 県立長野図書館と県内市町村の協働事業「電子図書館」への参画
- (ク) 「生坂村誌（自然編・歴史民俗編・文化財編）」のデジタル化
- (ケ) 「初心者向けスマートフォン教室」の実施
- (コ) 住民票、印鑑証明書のコンビニ交付実施
- (ク) マイナンバーカードを利用した窓口申請書の簡素化

【参考】 マイナンバーカード交付率（令和5年2月末時点）

交付率全国 63.5% 長野県 59.4%

生坂村 72.79%（全国 173/1,741 市町村、県 4/77 市町村）

(7) 脱炭素社会に向けた取組

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していくため、各部署で横断的な検討を行う生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を令和3年度に協議の場として設置して、定期的に会議を開催しています。令和4年度には、2050年までに目指す村の姿とカーボンニュートラル実現に向けた道筋を示した「生坂村脱炭素ロードマップ」を策定しました。

今年度からは、この計画に基づき、脱炭素の実現と地域課題の解決に向けた事業の企画・立案や取り組みを各部署が連携して、実施していきます。

ア 今年度から実施する事業

- (ア) 住宅や事業所への太陽光発電・蓄電池導入の検討
- (イ) 耕作放棄地等の野立て太陽光発電導入、過疎地区住宅への蓄電池導入の検討
- (ウ) 自営線マイクログリッドのシステム設計の検討
- (エ) 木質バイオマスボイラーやペレットストーブ等の公共施設への導入検討
- (オ) 村営バスの電気自動車、公用車のEV化、ハイブリッド車導入、村内施設のEVスタンドの設置の検討、EVシェアリングの導入検討
- (カ) 地域エネルギー会社設立の検討
- (キ) いくさか創造の森事業（周辺環境整備やオフグリッドハウスの整備計画等）
- (ク) ゼロカーボンの理解を深めるためのワークショップや体験イベント
- (ケ) 太陽光発電等の環境に配慮した若者定住促進住宅の建設

(8) 新型コロナウイルス感染対策

国内に新型コロナウイルス感染症の感染者が拡大し、村では、令和2年2月7日に生坂村新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、国や県、村内での感染状況を踏まえ随時対策本部会議を開催して、感染拡大防止対策を講じてきました。

今年度も国の指針に応じた感染拡大防止対策を継続し、村内での感染拡大防止に努めるとともに、安全で円滑なワクチン接種を行います。また、経済の活性化策も継続して実施し、村内事業者と村民の生活を支援します。

今年度を実施する事業は、次のとおりです。

ア 総務課

- (ア) 公共交通への地域連携ICカード導入の検討

イ 住民課

- (ア) QRコードによる固定資産税と軽自動車税の納付

ウ 健康福祉課

- (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種
- (イ) 抗原検査キットを購入し、症状がある等の希望する村民に配布
- (ウ) サージカルマスク、次亜塩素酸ナトリウム等、衛生用品の備蓄
- (エ) 感染予防のための広報
- (オ) 国の指針に応じた感染拡大防止を考慮した健(検)診の実施
 - ・密にならないよう受付時間の細分化
 - ・状況に応じた集団指導と個別指導の実施

エ 振興課

- (ア) いくさかマル得商品券スーパープレミアム発行事業

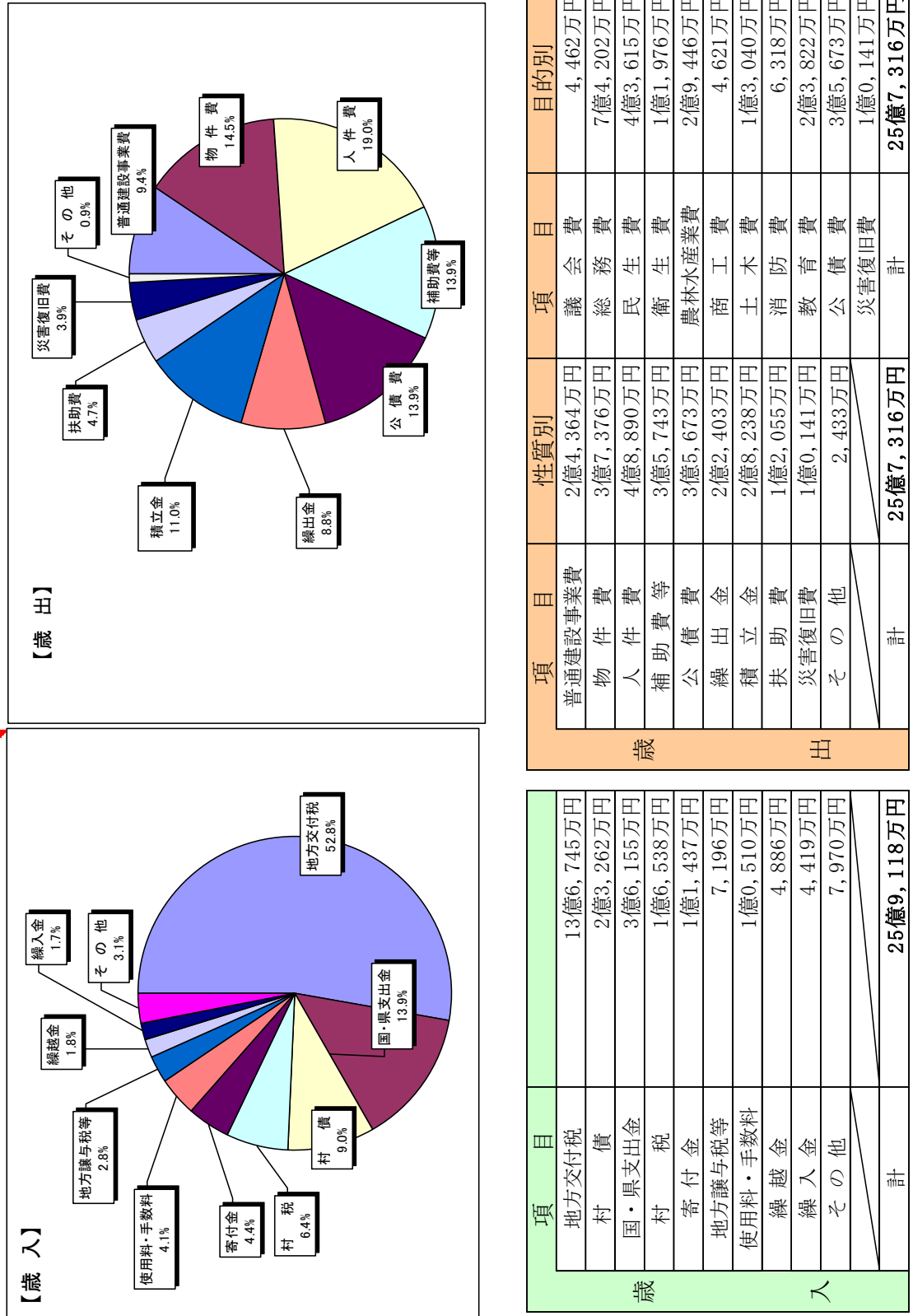
オ 教育委員会

- (ア) 令和4年度学校保健特別対策事業（感染流行下における学校教育活動体制整備事業換気対策整備）【繰越】
- (イ) 保育園3～5歳児クラスの空気清浄機能付きエアコン設置事業
- (ウ) 保育対策総合支援事業（おもちゃ殺菌庫整備）

6. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

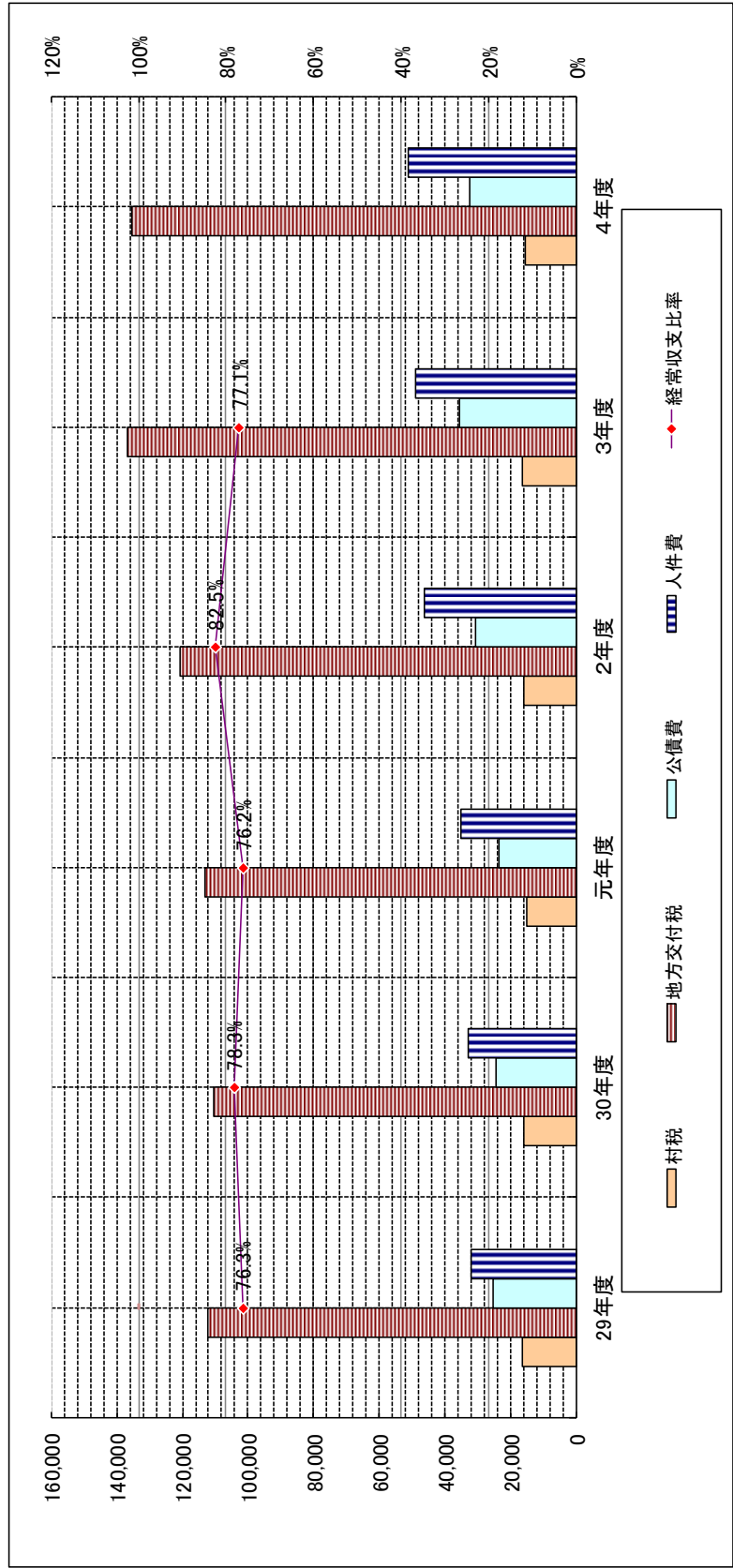
ア. 令和3年度普通会計決算の状況 (※1)



(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特種会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

イ. 村の財政の推移【平成29年度～令和3年度、令和4年度（決算見込）】

年度	歳入総額		歳出総額	
	村税	地方交付税	公債費	人件費
H29	1億6,331万円	11億2,222万円	21億3,355万円	3億1,823万円
H30	1億6,083万円	11億0,495万円	22億1,974万円	3億2,735万円
R元	1億5,892万円	11億3,165万円	21億0,225万円	3億5,157万円
R2	1億6,541万円	12億0,523万円	27億1,852万円	4億6,307万円
R3	1億6,538万円	13億6,745万円	25億7,316万円	4億8,890万円
R4（見込）	1億5,800万円	13億5,500万円	26億6,850万円	4億9,800万円



(2) 財政のシミュレーション

了。令和5年度～令和9年度【5カ年】

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
村税	1億5,433万円	1億5,723万円	1億5,634万円	1億5,545万円	1億5,465万円	
地方譲与税等	6,801万円	6,800万円	6,800万円	6,800万円	6,800万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特別交付金を含む。
地方交付税	11億5,000万円	11億3,500万円	11億2,000万円	11億0,500万円	10億9,000万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
小計	13億7,234万円	13億6,023万円	13億4,434万円	13億2,845万円	13億1,265万円	
分担金・負担金	458万円	294万円	294万円	294万円	294万円	
使用料・手数料	9,355万円	9,495万円	9,638万円	9,782万円	9,929万円	
国・県支出金	1億6,177万円	1億5,500万円	1億5,500万円	1億5,500万円	1億5,500万円	
繰入金	4,000万円	4,000万円	4,000万円	4,000万円	4,000万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。 (即原補てんに係る繰入は見込まない。)
繰越金	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
諸収入	3,552万円	3,200万円	3,200万円	3,200万円	3,200万円	
村債	1億1,150万円	1億3,900万円	1億3,800万円	1億3,700万円	1億3,600万円	村債は、過疎対策事業債及び臨時財政対策債を計上。
その他	1億0,831万円	1億0,939万円	1億0,832万円	1億0,940万円	1億0,833万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。
小計	21億0,507万円	21億1,091万円	20億9,438万円	20億8,003万円	20億6,363万円	

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
人件費	4億7,167万円	4億6,773万円	4億6,868万円	4億6,964万円	4億6,570万円	
扶助費	1億0,716万円	1億0,823万円	1億0,931万円	1億1,041万円	1億1,151万円	
公債費	3億0,175万円	2億9,353万円	3億2,789万円	3億2,350万円	3億1,776万円	
小計	8億8,058万円	8億6,949万円	9億0,588万円	9億0,355万円	8億9,497万円	
物件費	4億4,297万円	4億4,633万円	4億4,187万円	4億3,524万円	4億2,871万円	
補助費等	3億9,239万円	3億8,062万円	3億6,920万円	3億5,812万円	3億4,738万円	
繰出金	2億0,047万円	2億0,247万円	2億0,450万円	2億0,654万円	2億0,861万円	
普通建設事業費	9,479万円	1億4,613万円	9,663万円	1億0,663万円	1億1,158万円	
その他	6,542万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	その他は、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
小計	20億7,662万円	20億9,504万円	20億6,808万円	20億6,008万円	20億4,125万円	

差引	2,845万円	1,586万円	2,630万円	1,994万円	2,238万円	
----	---------	---------	---------	---------	---------	--

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
令和4年度末・基金残高(見込)	6億4,143万円	3億4,135万円	9億2,465万円	19億0,743万円
令和3年度末・基金残高	6億3,738万円	3億8,590万円	9億7,932万円	20億0,260万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は、歳出の「公債費」が増えるため、今後も同額程度が見込まれます。また、歳出面では、「普通建設事業費」が減少するため、決算規模も縮小が見込まれます。

(参照：次ページ：「(3) 公債費の状況」による)

ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	令和4年度 (実績)
実質公債費比率	7.2%
将来負担比率	—
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—

(※1)「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

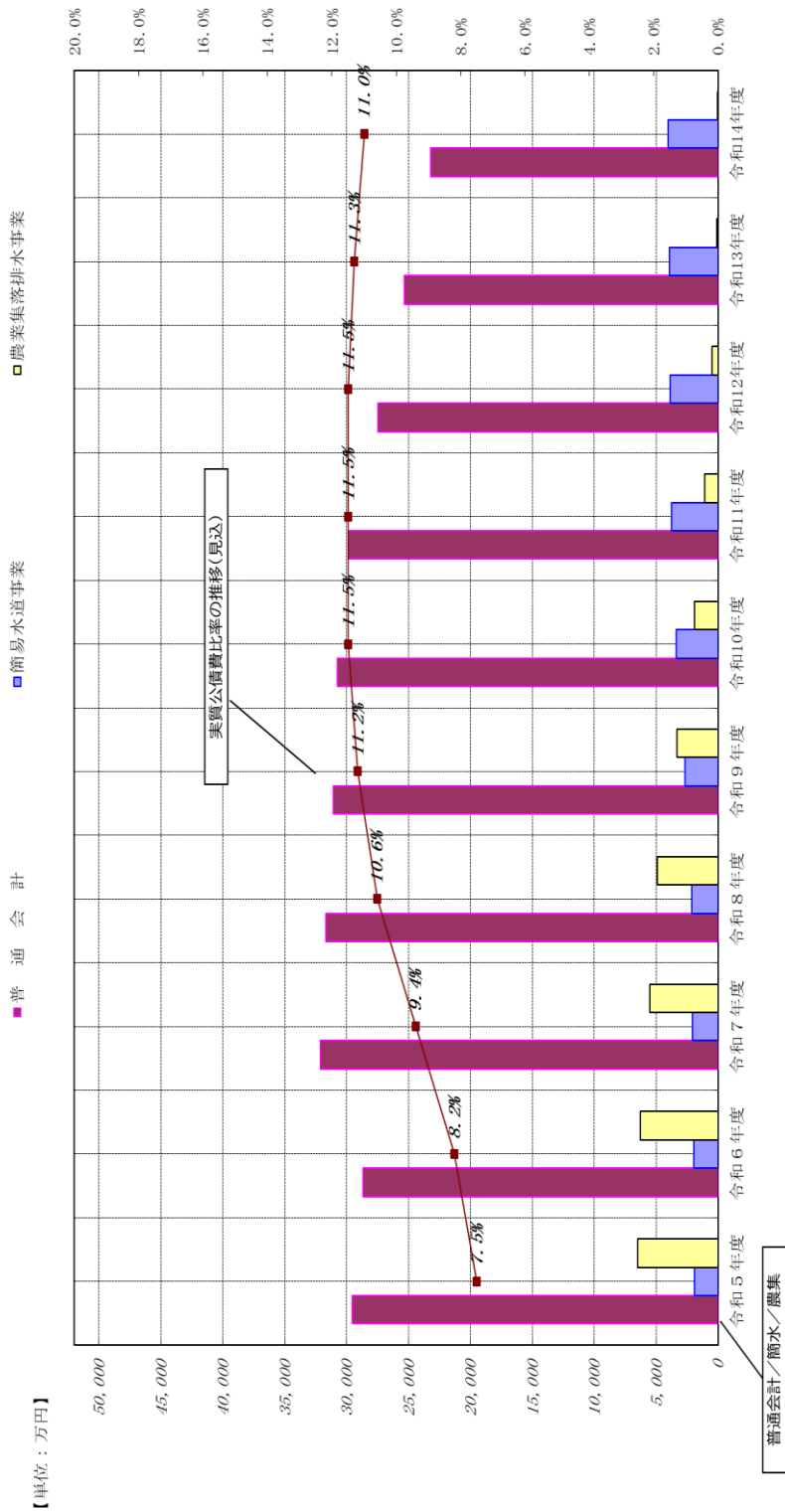
早期健全化基準
25.0%
350.0%
15.0%
20.0%

【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【R5年度～R14年度（10年間）】



1. 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。(比率の基準として、18%以上：地方債発行許可団体、25%以上：一般事業等の起債制限となります。)
2. 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。公債費は、平成30年度からの起債発行額増加に伴い令和5年度以降も増加が見込まれます。過疎対策事業債は、令和6年度以降は1億3,500万円、臨時財政対策債は段階的な減額を見込み、毎年度借入するものとし、令和14年度までの想定をしています。)

会計／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
普通会計	2億9,570万円	2億8,686万円	3億2,122万円	3億1,682万円	3億1,109万円	3億0,770万円	2億9,904万円	2億7,501万円	2億5,329万円	2億3,217万円
簡易水道事業	1,900万円	1,970万円	2,062万円	2,103万円	2,664万円	3,380万円	3,791万円	3,865万円	3,943万円	4,022万円
農業集落排水事業	6,475万円	6,273万円	5,495万円	4,910万円	3,312万円	1,927万円	1,073万円	465万円	121万円	61万円

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。

【メモ】